

むつ市議会第234回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成29年12月7日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）10番 東 健 而 議員

（2）11番 佐 賀 英 生 議員

（3）4番 工 藤 祥 子 議員

（4）24番 岡 崎 健 吾 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹二郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	川 下 八十美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
25番	鎌 田 ちよ子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗一郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
政 統 括 策 監 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 部 社 長	瀬 川 英 之	保 福 健 推 進 社 健 部 康 り 監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

協行経シモ推選委事	野舎テ一進	沢長部ロニ監	濱	田	一	之	計者部事長	畑	中	秀	樹
農委事經理	管員局	理会長	濱	田	賢	一	員長	二	本	柳	茂
公局下部	員局	業会長部事	寺	島		誠	部長	金	澤	寿	々子
企政推企課	企水	業長道長	萬	年	茂	昭	部長	吉	田		真
民政推市	画進調	部策監整長	吉	田	和	久	課長	松	谷		勇
保福副健康課	生進課	部策監長	坂	野	か	づみ	課長	鍋	谷	久	美子
建設推都課	社理推	健部事進長	工	藤	和	彦	課長	金	浜	達	也
教委事副学課	設進政	部策監策長	佐	藤	節	雄	局長	須	藤	勝	広
国民課	員務理教	育会局事育長	和	田	正	顕	課長	角	本		力
保福介課老憩福所	生年	部金長	高	杉	俊	郎	課長	伊	藤	大	治郎
	社福	健部社長人家荘長	千	代	谷	賀	課長	酒	井	一	雄
	の寿					子					

經觀課安館	部略長館長	杉	澤	一	德	建土	設木課	部長	中	村		久
建課	部宅長	小	笠	原	洋	總務	務務	部課幹	栗	橋	恒	平
總政推主	部策課幹	新	谷	智	文	民市久主	生一ツ	部民課幹	中	村	昭	男
經農振主	部産課幹	松	尾	智	志	建建任主	設宅	部築課幹	笠	井	俊	介
教委事總主	育会局課幹	柏	谷	圭	則	建建任主	設宅	部築課査	石	田	和	孝
總總主	部課事	中	村	善	光	總總主	務務	部課事	佐	藤	貴	昭

事務局職員出席者

事務局長	東		雄	二	次	長	伊	藤	泰	成
總括主幹	奧	本	聡	志	主	幹	葛	西	信	弘
主任主査	堂	崎	亜	希子	主	事	山	本		翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（白井二郎） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより東健而議員、佐賀英生議員、工藤祥子議員、岡崎健吾議員、大瀧次男議員、濱田栄子議員、鎌田ちよ子議員、横垣成年議員、菊池光弘議員、石田勝弘議員、村中徹也議員、浅利竹二郎議員、原田敏匡議員、中村正志議員の順となっております。

今日は、東健而議員、佐賀英生議員、工藤祥子議員、岡崎健吾議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長（白井二郎） まず、東健而議員の登壇を求めます。10番東健而議員。

（10番 東 健而議員登壇）

○10番（東 健而） おはようございます。久々に

トップバッターになりました市誠クラブの東健而であります。

いよいよことしもクリスマスソングの鳴り響く大みそかを迎えました。ことしは、子供たちの姿が少ないせいか、少し寂しい気がいたしますが、気のせいでしょうか。

さて、ことしの5月に闘病生活の生死の不安の募る病床から開放され、あっという間に7カ月が過ぎ去りました。県立中央病院に入院中は、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。が、今ようやく生きています実感が湧いているこのごろであります。今回は、退院後の3回目の一般質問になりますが、議員としてこれからも力の続く限り、皆様のご期待に沿うよう努力してまいりたいと考えていますので、ご協力とご支援のほどをよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、むつ市議会第234回定例会に当たり、通告どおり4項目の一般質問を行います。

まず、1項目めであります。むつ市文化賞等の功労者の選定についてであります。

1点目、文化賞等の功労者表彰の選定基準と決定について。毎年文化賞及び文化奨励賞の表彰が行われています。本年も、その分野での活動が評価、認定された方々が推薦されて表彰されました。後に続く人々の励みにもなり、まことに喜ばしい限りであり、受賞者を深くたたえたいと思っております。

さて、この表彰者の決定は、むつ市表彰条例の規定するところによって、文化に関する分野では、同条例施行規則の別表に規定する基準に適合する方々を担当する部長等が推薦書を提出し、審査会の審議を経て決定される仕組みと承知していません。

しかし、このことのみによって選定する仕組みには、市民に非常になじまない部分もあってか、いわゆる極論を申せば、基準ありきで、人選される方々を行政側だけの眼鏡で見ているということ

になっていないでしょうか。

また、経験と年数だけに重きが置かれてはいないかと評する市民の声もあります。画一的な基準の簡略化を図って、規則は市民にもっとわかりやすい記述にしてはどうかと考えますが、行政側ではこのことについてどのように考えるかお伺いいたします。

2点目、本年度の文化賞等の人数と功績についてであります。当市の人口は、激減と言っても過言ではないほどの人口減少に見舞われています。文化の功労者といえば高齢者が多いようですが、このままでは功労該当者もいなくなるのではないかと心配されます。今年度の功労者はどれくらいあって、表彰者はどんな功労が評価され、何が認められて表彰を受けたのか。また、きょうまで過去5年間ではどれくらいの方々が推薦されているのか、この審査段階で決定から漏れた方々がどのくらいあったのかお伺いいたします。

また、審査会ではどのような審査がなされて、その審査経過は記録されて公表されているのでしょうか。天下の直木賞などでは、マスコミに公表されていますが、当市の場合はどうでしょうか。

3点目、埋もれた功労者の発掘についてであります。一般市民が功労者を選ぶ機関に参加できないような規定になっていますが、行政側の判断だけで功労者が決められることは避けるべき時代に入ったと思います。近くに功労者にふさわしいと思っている人がいた場合、誰かの推薦がなければ、その人の功績は埋もれて、認められずに終わってしまいます。功労者の発掘は、行政側だけでなく、もっと広げて市民の周りの候補者を一般推薦できる推薦枠の拡大を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2項目め、国保の県への移管問題についてであります。当市の国保会計は、平成28年度決算では、実質収支で1億7,853万円の赤字になっています。

その結果、平成29年度では雑収入という架空財源を充て、1億8,476万6,000円の繰上充用をして、それをしのいでいる状況が続いています。

国保の財政が苦しいのは、今までそれを支えていた農林水産業や自営業者などが極端に減少したことが原因の一つであります。また、国保財政圧迫は、今後医療費のかかる高齢者が多くなって、それが中心となっていくため、国保財政はますます苦しくなり、破綻が目前にあります。

このための対策として、国では運営主体を市町村から都道府県へ移管しようとしています。自治体の国保財政が破綻する前に、広域化でこの制度を維持しようとする狙いがあるとされているのですが、当市はこの国保の移管問題にどのような対応を考えているのでしょうか。以下、疑問点4点についてお伺いいたします。

1点目、国保移管の動向についてであります。市町村の国保財政の悪化がマスコミに取り上げられるようになったのは、一昨年のことと記憶しています。移管が来年度予算成立後の2018年4月に決定し、当市でもこれに対応し、現在は知恵を出し合い、思案と議論の真っ最中だと思いますが、この制度移管の動向についてどうなっていくのか、詳細がわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

2点目、保険税の一本化に向けた取り組みについてであります。当市でも当然この移管の協議に参加していると思いますが、問題は市町村ごとに保険税がまちまちで統一されていないことでもあります。移管に伴い、青森県では市町村の保険税を一本化に向け検討する動きがあると伺っています。その場合、県全体での統一によって、保険税負担の軽減につながるのであれば、広域化には賛成ですが、値上がりという重圧になれば、市民を苦しめることになり、慎重にならざるを得ないと思います。保険税が今よりも大幅にアップされる

ことはないか、見通しはいかがでしょうか。

また、国保税統一の問題に対して楽観視していないか、この統一参加のメリット、デメリットをどのようにお考えでしょうか。

3点目、国保税の徴収システムについてであります。県へ移管になった場合、国保税の徴収はどのようなシステムになるのでしょうか。今までどおりに市で徴収するのか、県での新たな窓口に移管となるのか、このシステムの詳細をお伺いしたいと思います。

4点目、保険証の交付や変更手続についてであります。現在国民健康保険の制度変更について、市民の理解はゼロと言っても過言ではありません。保険証の交付や変更手続など、市民に過度の負担がかかったり、利用手続が煩雑になり混乱が生ずることにならないか、その対策はどのようになっているのかお伺いします。

3項目め、人口減少対策についてであります。人口減少に対する問題は、我が国の最大の課題であります。どうして国の政治が、この抜本的な対策を打ち出せないのでしょうか。都道府県や各自治体も同様に、国の方針に従っているのみで、かつての銀行がそうだったように、各銀行は独自性を持たず収れん、淘汰されていきました。政治の世界も護送船団で、国の言うことを聞いていけば間違いないと考え、追随している今の日本の現状は滑稽に見えます。政治に携わる者は、率先してこの難題に立ち向かうべきと考えますが、みんな声を上げるのが嫌いなようで、避けています。これが多くの国民不安を払拭できない理由ではないでしょうか。

さて、国も県も雇用が回復していると盛んに宣伝しています。しかし、これはワーキングプアのフリーターやニートと言われていた人たちが減り、その後の数少ない世代が低賃金の雇用に甘んじ、働いているからにほかなりません。配偶者を

得ることができない、子供が生まれず、子供が誕生しても育児費用がかかる。そんな中で200万円以下の所得で働いている若者が非常に多い。この対策が急務だというのに、国では打つ手がないのか、避けているのか、さっぱり進展がありません。

地方では、若者たちが激減しているのに、子供たちがいなくなっているのに、知らぬふりをしているとしか言いようがありません。どうして我が国最大の課題である人口減少対策を話したがるのでしょうか。それは、誰もが安泰の上にあぐらをかき、何も考えようとしながら、さわらぬ神にたたりなしと、面倒なことから遠ざかろうとしているからではないでしょうか。また、誰もが縮小する社会に希望を持たないと、社会参加を拒んでいるからだと思います。

今の日本は異常です。そう思いながら、私はこの数十年を過ごしてまいりました。人口減少対策は喫緊の課題と捉え、地に足のついた対策を講ずるべき段階に来ています。

さて、過日11月7日、脇野沢地区で議会報告会および市民との意見交換会を開催し、そこでは議会報告の後、人口減少対策についてのテーマで議論が交わされました。この中で私は、人口減少の原因は何なのか、どうしてこうなったのかを話しました。皆さんは、興味があるようでしたが、余りにも大きなフアジーな問題で結論が出せるわけでもなく、それなりにまとめ、次の課題に入りましたが、人口減少は地域社会を崩壊させるとした意識は、皆さんと共有できたと感じました。

そこで、市長に次の3点について質問いたします。

1点目、人口減少社会をどのように感じているかということであります。人口減少に対する不安が我が国全体を覆っています。これは、我が国全体で共有している重要な課題だと思いますが、私

たち議員でも、こういう形でなければ市長の所信が聞けません。私自身も、今まで機会あるごとにこれに関連する質問をしてまいりました。しかし、有効な手段が見つからず、なかなか前に進まない状態が続いています。

再度お伺いいたします。市長は、進行する人口減少をどのように感じているのでしょうか。

2点目、人口減少の歯どめ策についてであります。市長は、雇用問題や将来ビジョンに対する考え方、行動を持って、いろいろと知恵を絞って頑張っていますので、今さらながらの質問と思いましたが、一向に進まない人口減少に対する歯どめをどうするのか、今後の施策と方向性をお伺いしたいと思います。

3点目、旧町村部は限界集落の危機に陥っているが、ということであります。人口の激減で、旧町村部では危機意識と諦めが交錯し、活力が失われてきています。いわゆる心の過疎ですが、若者たちが故郷を離れていくのをとめることができなことは、今後の町や村の急激な衰退を意味します。子供の数も激減、児童や学生の姿が見えなくなっている地域も出てきました。限界集落に陥っている旧町村部に対するご所見と対応についてお伺いいたします。

4項目目、社会福祉対策についてであります。平成24年の衆議院議員選挙のとき、自民党は社会保障と税の一体改革を掲げ、消費税が5%から8%になったのはご承知のとおりであります。また、ことしの選挙で待機児童の解消、高校までの学費の無償化を掲げ、消費税がさらに2019年、平成31年の10月から2%引き上げられます。社会保障と税の一体改革では、年々ふえ続ける生活保護者や介護保険財政の逼迫、年金財政の圧迫などで避けて通れなくなっています。また、学費の無償化の問題も物価の値上がりが続く、子育て世代の生活費がかさみ、さらに学費の値上がりが重圧になって

きているため、対策は遅きに失した感があります。人口が減少していながら、どこでも財政難で、我が国の将来は大丈夫だろうかと思わずにはいられません。

そこで、難題な社会福祉の問題を少しでも理解、共有したいと考え、一般質問で取り上げさせていただきました。

以下、4点について質問いたしますので、簡潔明瞭なご答弁になるようお願いしておきたいと思えます。

1点目、社会保障と税の一体改革についてであります。2014年に制定されたこの制度について、もう3年がたちました。しかし、市民はおろか、国民はその恩恵なるものをさっぱり実感できずにいるのではないのでしょうか。国保財政や介護保険制度が悪化しているような感じが蔓延し、年金生活者や生活保護世帯の給付金の値下げ、雇用が改善したと言っていますが、その報酬に全く満足感がありません。繰り返しますが、年間200万円前後の収入で暮らしている人口が増加しただけです。人口が減っている分、雇用される人の数が恩恵を受けているにすぎません。社会保障とは何を指すのか、また税との一体改革とは何を根拠にしたのか、現在制度とは逆の方向へかじを切ったようで、この恩恵を受けていると感じている人はいるのでしょうか。

当市のお年寄りたちの間では、デイサービスやショートステイなどの利用料が値上がりしているのではないかと心配する声があります。年金の減額で生活費が不足し、窮屈になり、その他いろいろな物の値上げに気づき、出費に対する節約傾向に敏感になっているためだと思いますが、どうすれば出費を抑えられるか、大変苦しんでいます。

年金生活者は、入る資金が減らされ、細々と暮らしています。値上げはもうたくさんという声も聞かれています。このことを市長はお気づきでし

ようか。市行政側にも応分の影響と理由があると思いますが、市長はこの3年たった社会保障と税の一体改革の問題をどのように受けとめているのでしょうか、ご所見をお伺いしたいと思います。

2点目、介護保険制度の現状と介護従事者確保対策についてであります。もらう年金が下げられ、介護保険の値上げで年金生活者が困窮しています。重度の介護を受けている人は別ですが、介護度などの基準がきつくなり、比較的軽度の人は自宅介護を余儀なくされているようです。

また、介護事業所の利益率が急落していることが、過日10月27日の新聞に載っていました。これは、2015年度の介護報酬が3年で7.8%から3.3%まで引き下げられたことによるとのことでもあります。これにより介護従事者の待遇が悪くなり、介護人員を確保するのが難しくなり、サービスの質の悪化を招くおそれがあると懸念されています。当市の今後3年間の新しい介護保険計画の策定に当たっては、以上の観点を考慮した斬新な対策が必要と思いますが、行政側ではこれをどのように捉えているのかお伺いいたします。

3点目、通所介護やショートステイ利用者の意識調査についてであります。私は、介護度3でも満足なサービスが受けられない時代になったように感じています。介護保険制度が後退しているのではないかとと言っても過言ではないと考えています。

社会保障と税の一体改革でもさわりを申し上げていますが、この中で通所介護やショートステイを利用している人たちからも、問題があるのではないかとの声が高まっています。生活費が心細いために利用料が高いのではないかと疑心暗鬼になっているようでもあります。そのため、3回のサービスを2回にするなどの声を聞くと、利用者は相当困ってきているように感じます。このような市民の声を行政側ではどのように受けとめているの

かお伺いいたします。

4点目、薬の適正服用と薬剤費負担軽減についてであります。社会福祉の観点から伺いたいと思います。

私は、昨年9月からことしの5月まで、県立中央病院に入院していました。まだ時折再発予防のため、約3カ月に1回の割で検査通院しています。帰宅後も病状のことや薬の服用と副作用などについて、いろいろな方々と話し合ったりしていますが、そのとき問題になるのは、受診し、もらった薬の飲み忘れや、期限が過ぎたことによる薬の廃棄処分であります。

私は、お年寄りの大方の人たちが病院から出た薬を期限切れで飲まずに捨てていることがあることを知りました。近所でも大変な問題になっています。薬を飲まずに、しばらくたつと、病状からまた不安になり、病院へ行き、再び医師に薬を所望いたします。これは、飲んでも飲まなくても同じだとする浅はかな自分に都合のいい解釈からの行動だと思えます。

この問題は、体調不良を訴える人がなくならない以上、どうにもならない問題だと思えますが、ダブった薬の服用をどのように防ぐか、これは命にかかわる重大問題であります。市では、直接的に関与できない悩ましい問題だと思えますが、薬剤師による指導やお薬手帳の活用など、お年寄りや弱者にはきめ細かな配慮が必要になってきていると思えます。

以上のことから、地域の相談体制は現在どのようになっているのかお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 議員の皆様、ラジオをお聞きの市民の皆様、そして傍聴席にお越しの市民の皆様、おはようございます。東議員のご質問にお

答えいたします。

多岐にわたる質問でしたので、それにふさわしい答弁として、1つずつさせていただきますので、少し長くなりますが、ご了承いただきたいと存じます。

まず、むつ市文化賞等の功労者の選定についてのご質問の1点目、文化賞等の功労者の選定基準と決定についてであります。むつ市表彰条例施行規則の規定では、文化賞の表彰基準は「おおむね満60歳に達した方で、かつ、学術、芸術の振興に寄与したとして功労表彰等を受けた方のうち特に著しい功績があると認められる方」、「芸術的技能が特に優れ、全国レベルで価値があると認められる方」、「学術的に優れた研究、発明、発見又は考案をした方」、「優れた著作を刊行した方」及び「その他特にこの賞を授与することが適当と認められる方」の5項目を表彰基準として定めております。

次に、文化奨励賞の表彰基準は、「全国若しくは県内の著名な機関又は団体において芸術的活動をし、将来においても広く芸術及び学術等における活動が期待されると認められる方」、「その他特にこの賞を受賞することが適当と認められる方」の2項目を表彰基準として定めているところであります。

このような表彰基準につきましては、むつ市表彰条例施行規則の別表において、文化表彰に限らず、表彰の種類ごとに表彰の要件、表彰の基準を詳細に記述しており、市民の皆様にとりましても、大変わかりやすく規定しているものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、本年度の文化賞等の人数と功績についてであります。今年度文化賞を受賞されました奥内歌舞伎保存会様につきましては、途絶えていた地域の伝統芸能を復活させ、それを次代を担う子供たちとともに保存、継承し、

地域の伝統、文化振興へ大きなご貢献をいただいたことにより、文化奨励賞表彰基準の全国もしくは県内の著名な機関または団体において芸術的活動をし、将来においても広く芸術及び学術等における活動が期待されることから、平成22年に文化奨励賞を受賞されております。

さらに、この文化奨励賞受賞後も精力的に活動をなされ、本年1月には20周年記念公演を盛大に開催し、多くの市民の皆様感動と喜びを与えるなど、文化賞表彰基準の「特にこの賞を授与することが適当と認められる」ことから、特に顕著なご功績として表彰いたしましたところであります。

本公演には、私自身も一出演者として参加させていただきましたが、下北文化会館の大講堂に埋め尽くされた観客席のお客様方が、その演目に感動する姿をつぶさに拝見をし、奥内歌舞伎保存会様が果たしてきた文化振興の実績について確信を持ちました。

また、同じく今年度文化奨励賞を受賞されました写真クラブ「瞬間（とき）」様につきましては、継続的な美術展等への出展や写真展の開催など、当市の写真文化、芸術の振興へのご貢献のほか、写真というツールを利用して地域の魅力を発信するなど精力的に活動されており、表彰基準の「全国もしくは県内の著名な機関または団体において芸術的活動をし、将来においても広く芸術及び学術等における活動が期待される」ことから、文化奨励賞を受賞しております。

去る11月3日に行われました表彰式の後、「瞬間（とき）」に所属する皆様の作品を拝見し、それぞれの感性で下北の自然を写真というメディアに切り取り、あたかも私自身が新しいふるさとを見たような思いに至り、今後ますますの文化振興に期待をせざるを得ませんでした。

次に、過去5年間における推薦件数等の実績についてであります。推薦件数は、文化賞では合

計 8 件、文化奨励賞では合計11件となっており、そのうち審査会で見送られた件数は、文化賞で 1 件となっております。

次に、審査経過の記録やマスコミ公表についてありますが、審査経過につきましては、審査をするうえで過去の事例も重要な参考事例となりますことから、記録し、保存しておりますが、結果として表彰に至らなかった個人または団体につきましては、審査経過の公表は差し控えているところでございます。

しかしながら、受賞されます個人または団体につきましては、功績などを市公式ホームページ等でお知らせしておりますほか、記者発表をすることにより、新聞などのメディアに取り上げていただき、広く市民の皆様へお伝えをしているところでございます。

次に、ご質問の 3 点目、埋もれた候補者の発掘についてですが、当市の文化賞及び文化奨励賞の選定に当たりましては、全ての部局、分庁舎、行政委員会から推薦された候補者を外部有識者 6 名に副市長と教育長を加えた 8 名の委員で構成するむつ市文化表彰審査会での厳正な審査により表彰者を選定しているところであります。

この外部有識者には、文化的価値や訴求力、教育にどのような価値をもたらすかなど、さまざまな観点から審査をしていただいております。候補者の推薦に当たっては、各部長などが日ごろから業務や行事のほか、新聞や専門誌等からの情報収集、さらに市内各種団体からも情報提供をいただきながら表彰基準に照らし、総合的に判断して候補者を選定しております。

したがって、まずはその推薦の段階から公開情報を十分に分析をし、また各種団体からの意見聴取を通じて、候補者が埋もれることのないよう措置を講じながら、さらにむつ市文化表彰審査会ではテレビ、新聞の代表者、文化団体の代表者、

学校教育の代表者というそれぞれの分野で市民の皆様を代表する方々のご意見を十分に踏まえて選定をしておりますので、我々といたしましては、毎年受賞にふさわしい方々が市民的な合意の中で選ばれていると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国保の県への移管問題についてのご質問の 1 点目、国保移管の動向についてお答えいたします。平成27年 5 月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険については平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担うこととなります。その目的は、財政基盤の強化等による国民健康保険制度の安定化を図るものであり、この法律に基づく措置として、国からの財政支援が拡充されたことなどにより当市の国保会計が抱えていた累積赤字についても解消の兆しが見えてまいりました。

現在この制度改正に向けて、県及び市町村の国保制度改革ワーキンググループでの協議が継続されており、当市では新たな制度に対応した平成30年度国民健康保険特別会計予算の編成作業を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

制度改正の内容、ご質問の 2 点目、保険税の一体化に向けた取り組みについて、3 点目、国保税の徴収システムについて及び 4 点目、保険証の交付や変更手続については、担当部長からの答弁となります。

次に、人口減少対策についてのご質問の 1 点目、人口減少社会をどのように捉えているかについてお答えいたします。人口減少は、当市に限らず多くの地方自治体に共通する大きな問題であります。時代の大きな流れとして、今後もこの傾向は続いていくものと考えております。

当市の総人口は、国勢調査によると、合併前の1985年には、旧4市町村の合計で7万1,857人であったものが、30年後の2015年には5万8,493人まで減少しております。

また、将来推計についてであります。むつ市人口ビジョンにおいて、2040年には4万1,599人、2060年には2万8,508人まで減少すると推計しております。

地区ごとの人口の推移と将来推計につきましては、まずむつ地区についてであります。1985年の4万9,292人が2015年には4万6,220人まで減少し、2040年には3万3,472人、2060年には2万3,485人まで減少すると推計しております。

次に、川内地区につきましては、1985年の7,371人が2015年には3,906人まで減少し、2040年には2,483人、2060年には1,562人まで減少すると推計しております。

次に、大畑地区につきましては、1985年の1万1,708人が2015年には6,844人まで減少し、2040年には4,452人、2060年には2,846人まで減少すると推計しております。

次に、脇野沢地区につきましては、1985年の3,486人が2015年には1,523人まで減少し、2040年には903人、2060年には508人まで減少すると推計しております。

人口減少の進行は、地域経済の縮小、税収減による行政サービスの低下、地域公共交通の衰退、空き家空き店舗などの増加、地域コミュニティの機能低下など、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、むつ市総合経営計画において、主要課題として「人口減少対策の推進」を位置づけており、行政だけでなく、市民の皆様や民間事業者の皆様とともに協働しながら取り組むべき非常に重要な課題と認識しております。

人口減少は、今日の我が国において避けられないものでありますが、この中においてもむつ市が

成長し続けるための鍵となるのが労働生産性の向上であります。経済学の有力な説の一つとして、人口の動向と経済成長は必ずしもリンクするものではなく、1人当たりの労働者がつくり出す物、すなわち一人一人が生み出す付加価値が高まれば、人口が減少しても地域の経済は維持することができ、さらに成長することができるという考えがあります。

むつ市人口ビジョンにおいて、当市の労働生産性について分析しておりますが、2012年における1人当たりの労働生産性は、全国平均が501万6,000円、青森県平均が349万1,000円に対し、残念ながら当市は287万7,000円と大きく下回っております。

しかしながら、このことを私は大きなチャンスだと前向きに捉えております。当市の労働生産性が低いからこそ、青森県平均、全国平均へと近づけていく取り組みを戦略的かつ積極的に展開することで、人口が減少する中においても、むつ市はまだまだ成長できる、そう強く思うところであります。

次に、人口減少対策についてのご質問の2点目、人口減少の歯どめ策についてと3点目の旧町村部は限界集落化の危機に陥っている点については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、人口減少対策の推進につきましては、むつ市総合経営計画の主要課題として位置づけ、また施策項目の第1に地方創生を掲げ、その対策を進めることとしておりますが、これに先んじて対応する施策を具体化するものとして、むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめております。

現在この総合戦略に基づき、国等からの支援を最大限に活用し、将来にわたって活力ある地域社会の維持、発展に向けて、地域の特性を生かしながら積極的に取り組んでいるところであり、当市

では国が創設した全ての地方創生関係交付金制度を活用し、平成27年度から今年度までの間で30もの事業を展開しているところであります。

事業内容の一部を申し上げますと、例えば下北ジオパークによる観光地域づくり、下北DMO推進事業は、下北ジオパークの取り組みと観光地経営の視点に立った観光地域づくりを一体的に推進するもので、ジオガイドの養成や下北ジオパーク認定商品の開発などを通じて労働生産性の向上を図り、将来の観光に下北ジオパークといった付加価値をつけることで交流人口の拡大へとつなげ、むつ市だけでなく、下北地域全体が将来にわたって魅力にあふれる持続可能な地域へと成長するための取り組みを進めております。

また、「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業は、当市水産物の海外への販路拡大、大学、金融機関と連携をした一球入魂かぼちゃを用いた新商品開発、大湊海自カレーの開発、普及促進などに取り組むもので、他に誇れるむつ市のうまいのブランド化とプロモーションを戦略的に展開することで労働生産性を高め、1次産業従事者の所得向上や、それに伴う後継者不足の改善、そして雇用の創出へとつなげていくこととして、さまざまな事業を進めているところであります。

なお、先ほど東議員から旧町村地区が限界集落化しているとのこと発言がありました。私が市長になって初めての議会でありますむつ市議会150回臨時会での市長就任挨拶でも申し述べさせていただきましたが、川内、大畑、脇野沢地区それぞれの特性を生かしながら、しっかりとそれぞれの活性化を達成することが私に課せられた大きな課題であると認識しております。その思いは、当然ながら今も変わらず、ことし3月に策定いたしましたむつ市総合経営計画においても川内地区、大畑地区、脇野沢地区の活性化を主要課題として

位置づけ、その対策に取り組んでいるところであります。

例えば「<まち・ひと・いるか>イルカと人との共生によるふれあいビーチ in むつわんプロジェクト」は、毎春陸奥湾に来遊するカマイルカの研究や、教育への活用などを通じて郷土愛の醸成や交流人口の拡大を図り、川内、脇野沢地区を中心とした地域活性化へとつなげるものであります。

その取り組みの一つとして、市の観光遊覧船「夢の平成号」を活用し、5月3日から6月18日までの47日間、イルカウォッチングコースを今年度初めて実施をさせていただきました。これは、今まで着目をされなかった誇れる地域資源に付加価値をつけて輝かせていくための取り組みであります。

イルカウォッチングコースの乗客総数は736人となっており、これだけで昨年1年間の「夢の平成号」の乗客総数409名を大幅に上回っており、交流人口の拡大を通じて地域活性化に寄与しているものと考えております。

このほか、ことしは「夢の平成号」、鯛島周遊コースも新たに加えたこともあって、10月までの最終乗船人員は1,642名となっており、昨年との4倍の実績を持っております。史上最高の乗船客数となったことをこの場でご報告を申し上げたいと存じます。

また、「脇野沢コミュニティセンターを核とした小さな拠点による脇野沢創生プロジェクト」は、休館中の脇野沢温泉をただ単に再開させるだけではなく、地域住民の憩いの場へと再生するとともに、地域の皆さんが自らの活動により住みなれた地域で稼ぎ、暮らし続けるための拠点を目指すものとしており、それぞれの地域が元気になる地方創生に向けた取り組みを積極的に展開しているところであります。こちらも国の支援を受けている

ところでございます。

今後の施策の方向性につきましては、人口の減少が進行する中においても、むつ市が将来にわたって魅力あふれる地域としてあり続けるために特に必要なことは、仕事づくりと誇れる地域づくりだと考えております。仕事があれば、むつ市で生活ができます。また、むつ市を誇りに思い愛着があれば、進学や就職などで一度はむつ市を離れても、将来的にはむつ市に帰ってきたい、そしてむつ市に貢献したいと思っていただけます。そのようなサイクルを可能とする取り組みこそが必要であるとと考えております。

今後につきましては、「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現を目指し、むつ市総合経営計画やむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略において目標として掲げた人口減少の抑制や、1人当たりの市民所得の向上の達成に向けて、市民の皆様や民間事業者の皆様と協働しながら、地域特性にあわせた仕事づくりや、下北ジオパークなどの活動を通じた誇れる地域づくり、これを初めとしたむつ市全体が成長するための取り組みをより一層推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、社会福祉対策についてのご質問につきましては、担当部長及び健康づくり推進監からの答弁といたします。

ただいま私の答弁の中の人口減少対策についてのご質問の1点目、人口減少社会をどのように捉えているのかについての地区ごとの人口推移と将来推計についてのところで、大畑地区の2060年の人口を「3,846人まで減少する」と申し上げましたが、「2,846人まで減少する」と訂正させていただきます。

もう一つ、むつ市人口ビジョンにおける当市の労働生産性についての分析のところで、2012年における1人当たりの労働生産性は、全国平均が

「510万6,000円」と申し上げましたが、「501万6,000円」と訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 国保の県への移管問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、国保移管にかかわる制度改正の内容についてご説明いたします。国民健康保険は、国民健康保険法に基づいて日本国憲法による国民の生存権を保障する我が国の社会保障制度の根幹をなす制度とも言える国民皆保険制度の最後のとりでであり、市町村が保険者として運営しているものでありまして、他の被用者保険と比較しますと、加入者における低所得者の割合が高くなる傾向があることから、これまでも恒常的に厳しい財政運営を余儀なくされてきたところでありますが、近年の少子高齢化による急激な人口減少や高齢者比率の上昇に加え、医療技術の高度化による医療費の増大や加入者減少による保険料収入の減少などの構造的な要因を抱え、国保財政は危機的状況にあります。このような背景から、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立したものであります。

平成30年度からの制度改正の目的は、財政主体を市町村から都道府県に移管することで国保の財政基盤を拡大し、国保の安定運営を図るものでありまして、新たな国保制度は平成30年4月1日から、都道府県と市町村がともに保険者として都道府県単位で国保制度を運営していくことが根幹となっております。

現行の制度は、市町村単位で被保険者からの保険税と国・県等からの公費で保険給付を行っておりますが、一方新たな国保制度では、都道府県にも国保特別会計が創設され、市町村は保険税、基盤安定負担金等の公費を財源として、都道府県が

県内各市町村の被保険者数、医療費水準等を考慮して算定した国保事業費納付金を納付することになります。

都道府県は、市町村からの事業費納付金、国からの公費、他の医療保険制度からの交付金等を財源として、市町村に対して保険給付に必要な費用全額を保険給付費等交付金として交付し、市町村が給付を行うという流れになります。

また、保険税については、現行の制度では、市町村ごとに保険給付費をベースに国・県からの交付金等の税外収入を差し引いた部分を保険税必要額として税率を決定し、保険税の賦課徴収を行っておりますが、平成30年度以降は都道府県が県全体の保険給付費をベースとして保険税必要額を算出し、市町村ごとの被保険者数、医療費水準等を考慮し、国保事業費納付金、標準保険料率を算定して全市町村に提示することとなり、市町村は都道府県から示された事業費納付金を納付できるように基盤安定負担金等の税外収入を考慮しながら保険税率を定め、保険税を賦課徴収することになります。

平成30年度に納付する事業費納付金の確定値につきましては、現在のところ県から示されておりませんが、平成30年1月に提示される予定と伺っておりますことから、その額を加味したうえで新年度の国民健康保険特別会計の予算編成を行うこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、保険税の一本化に向けた取り組みについてお答えいたします。現段階におきまして青森県では、各市町村において被保険者数、その年齢構成、医療費水準に隔たりがあることから、保険税の統一は当面の間は難しいとの見解であると伺っております。したがって、県は各市町村ごとに標準保険料率を示し、市町村ではその数値を参考として、市町村ごとに保険税率を定めるということとなります。

現在、その標準保険料率が示されておきませんので、新年度の保険税率についてはお答えできる状況にありませんが、国の支援拡充の継続、平成26年度及び平成28年度に行った国保税率の改正などによりまして、当市の国保会計の単年度収支は安定した状況にあることから楽観視はできないものの、現段階においては税率の変更は要しないものと考えております。

次に、ご質問の3点目、国保税の徴収システムについて、4点目、保険証の交付や変更手続については関連がありますので、一括してお答えいたします。

新制度におきましても、保険税の賦課徴収、保険に係る各種手続、保険事業については引き続き市町村が担うことになり、税の徴収、保険証の交付や変更の手続については現行どおりの取り扱いとなりますので、市民の皆様は新たな手続上のご負担をおかけすることはないものと認識しております。

また、県単位化に伴い、現在保険証とは別に70歳から74歳までの被保険者に交付している高齢受給者証であります。平成30年8月からは保険証と一体化することになりますので、医療機関窓口での手続が簡素化されることになり、高額療養費の該当月数が直近12カ月の間で4回以上となったときに自己負担限度額が低減される多数回該当の該当回数のカウントが各市町村単位から県単位となることから、他市町村に転出なされても、同一県内の移動で世帯構成に変更がない場合は該当回数が引き継がれて、自己負担額の低減が図られるなど、今回の県単位化が被保険者の皆様へのサービス向上につながる面もございます。

市といたしましては、今後も市民の皆様の健康増進に寄与する保険事業を積極的に推進し、国保運営に重大な影響を及ぼす医療費の適正化を図り、安定した国保運営に努めてまいりたいと考え

ておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。部長、申しわけありませんが、申し合わせ時刻が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願い申し上げます。

○保健福祉部長（瀬川英之） 社会福祉についてのご質問の1点目、社会保障と税の一体改革についてお答えをいたします。

平成24年度に行われた社会保障と税の一体改革は、平成26年4月から消費税率を5%から8%に引き上げることによる増収分を社会保障の充実、安定化と、そのための安定財源確保と国の財政健全化を目的としたものとされております。この改革により、消費税の使い道は基礎年金、老人医療、介護の高齢者3経費から、子育て、医療、介護、年金の社会保障4経費、全世代対応型の社会保障の財源として拡充され、平成28年度においてはむつ市に地方消費税交付金の一部として増収分4億1,369万5,000円が交付され、各種社会福祉事業に利用されております。

その一例として、子ども・子育て関係では、子育て環境の整備のための市内保育園運営費として、医療関係では、国民健康保険後期高齢者医療の保険料の軽減対象の拡充に、介護関係では、介護保険第1号被保険者の低所得者の保険料軽減事業に利用されております。

高齢化社会の進展により、社会保障費がふえ続ける中で安定的な財源を確保することができるこの制度改革は、その財源が多くの方々の皆様の生活に影響する事業に利用され、全ての世代の方々が安心して社会保障を継続して受けることができる、市民の皆様にとりましては、将来の安心につながる評価できる政策であると認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目の介護保険制度の現状と介護従事者確保対策についてお答えいたします。介護従事者確保対策のご質問については、むつ市

議会第233回定例会において、鎌田議員の一般質問で答弁させていただいておりますが、市内の介護サービス事業者からの情報やハローワークの求人情報等から介護人材不足、また介護人材確保が困難であるという現状は認識をしているところであります。

この現状を克服していくためには、国、県、市、事業者がそれぞれ役割分担をして、新たな入職者の確保や介護分野への定着などの対策に取り組むことが重要であるとされております。

国は、介護従事者の所得の向上を目的とした処遇改善加算措置を行うための介護報酬の改定を平成27年度及び平成29年度に実施し、処遇改善の拡充を行っているところであります。

また、市ではむつ市総合経営計画の施策内容、高齢者福祉の充実の主要計画であります「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取り組みを行う中で、住民等の多様な主体が生活支援の担い手となることなど、地域で支え合う体制づくりを進めながら、介護が必要な方に必要なサービスが提供できる体制の整備に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、通所介護やショートステイ利用者の意識調査についてお答えをいたします。介護サービスの利用について、今後満足いくサービスが受けられるか不安があるとの声をどのように受けとめているかではありますが、市では通所介護やショートステイの利用者に限らず、介護サービス全般について課題の抽出、検討を行う地域ケア会議を開催し、課題の整理を行っております。

この会議では、ケアマネジャーなど直接利用者に接する機会の多い職場の方々から参画しており、この会議等を活用し、介護サービスに対する市民の皆様の声を取り上げ、利用者にとって適切な介護サー

ビスができるよう常に検討を行い、施策に反映させていただいております。

また、市では平成30年度から平成32年度を期間とする第7期介護保険等事業計画を策定するに当たり、市内にお住まいの65歳以上で要介護認定を受けていない方、または要支援1、2の認定者を対象とした日常生活圏域ニーズ調査や、在宅で介護を受けている方を対象に在宅介護実態調査を行うなど、介護サービスに関するニーズ調査を行ったところであります。

こうしたニーズ調査の結果や地域ケア会議で検討された課題等につきましては、保健、医療、福祉関係、各地区の老人クラブ等各種団体から推薦されました委員の皆様で組織する介護保険等事業計画策定委員会において検討していただき、計画に反映させてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 申し合わせの1時間となりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） 薬の適正服用と薬剤費負担の軽減についてのご質問にお答えいたします。

高齢の方などが服用を忘れてたり、決められた回数で服用しなかったり、また自己判断で服用を中断して残った薬を捨ててしまうなど、服薬管理ができないことによって病状がよくなるばかりか、薬剤費が無駄になっていることがしばしば見受けられることは承知しているところであります。

厚生労働省と日本薬剤師会では、適正服用のための相談体制として、かかりつけ薬局の活用を呼びかけています。地域のかかりつけ薬剤師・薬局は、患者の薬や体質の情報を一元的に管理し、薬の飲み方の助言をしたり、飲み残しがいないかを確認、必要に応じてかかりつけ医と連携し、多剤、

重複服用による副作用を防ぐなど、患者の健康管理の支援に重要な役割を期待されているものと認識しております。

そのような流れの中、青森県薬剤師会では今年度県の補助を受け、ケアマネジャーとの連携でお薬の管理など、お困りの患者の希望があれば薬剤師が訪問する事業を行っているとのことですし、むつ下北薬剤師会においても相談体制を強化し、休日でも対応できるよう輪番制をとっているところであります。

市といたしましても、市民の皆様が安心して薬や健康の相談ができるよう、広報むつを初め、毎年皆様のお宅に配布する健康づくりカレンダーでも、かかりつけ薬局やお薬手帳の有効活用について呼びかけをしているところであります。

今後ともむつ下北薬剤師会を初め関係機関のご協力をいただくとともに、市の関係部署と連携しながら、市民の皆様が目線に立って周知を図るなど、いわば優しさでつながるまちづくりの輪が広がるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 東健而議員に申し上げます。

申し合わせの1時間となりますので、この答弁をもって終了させていただきます。

これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（白井二郎） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。11番佐賀英生議員。

(11番 佐賀英生議員登壇)

○11番(佐賀英生) おはようございます。11番、創世むつの佐賀英生でございます。むつ市議会第234回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

この年になってまいりますと、結婚式の案内より悔やみの席が多くなってまいります。そんな中、久しぶりに結婚式の案内が届きましたので、埼玉県熊谷市まで、同級生の娘ということもあり、また三男の同級生ということもあったので、女房と三男と3人で行ってまいりました。

お相手の方が、曹洞宗の名刹の跡取りということもあり、曹洞宗関係の老師、禪師の方々が大半だということを知ったので、同じ禅宗の臨済宗の一休禪師の「親が死ぬ 子が死ぬ そして孫が死ぬ」の一句を話そうと当日まで決めてまいりましたが、招待者が俄然、予想以上に若い修行僧の方々とお嫁さんの同級生が多かったので、急遽ブリジット・バルドーの道の話に切りかえ、難を逃れてまいりました。

今まで一休禪師の句は、仲人をさせていただいたときに1度だけ引用したことがあり、「死ぬ」という言葉を使ったと非難されぬよう、前段で祝いの言葉であるということをお伝えし、話したことが1度あるだけで、なかなか使うことができないので、自分の息子のときでも使ってみようと思っております。

熊谷市での挙式ということもあり、全国に散らばっている友達が久しぶりに集まり、大変楽しいひとときを過ごさせていただきましたが、必ず出る言葉は、「大畑はどうなっているのか」という言葉で、現状を報告すると、皆一様にため息を漏らします。そして、最後には私が悪いことになり、酒の勢いも手伝って、マイクの調子が悪いのも私のせいだといじられてまいりました。

しかし、ふるさとを思う気持ちは誰しもが持っており、常に案じているのだなと感じるとともに、留守を預かり、住んでいる私たちは、より一層努力し、頑張らなければならないと思って帰ってまいりました。

また来年は、旧大畑町の行事でもありました関東大畑会という関東に働きに行っている先輩方の会が30周年を迎えるということがありますので、何か一つ二つ明るい話題を持って参加したいと思っているきょうこのごろであります。

それでは、通告に従いまして、2項目8点について質問させていただきます。

まず、1項目めの大畑地区の市営住宅についてお伺いをいたします。公営住宅、ここでは県営、市営等を含めて「公営住宅」という文言を使わせていただきます。公営住宅を建設した背景には、戦後、空襲によってほとんどの都市は焼け野原となり、住む家は極端に不足してまいりました。1951年、昭和26年、この住居を確保するため、市営、県営の住宅である公営住宅が建設されました。都市部では、コンクリート製で耐久性の高い建物が設計されましたが、当時の財政事情から最低限度の生活可能な木造の狭小住宅が最初に普及しました。戦災による420万戸とも言われる戸数を必要とするからです。

その後、都市部は復興し、産業が起ころ、若い人々は、その仕事のために都市に居住を求めるところとなりました。そして、高度成長期が始まり、1956年、昭和31年に日本住宅公団が設立されました。ちなみに、1950年にできた住宅金融公庫は、高所得者層向けの持ち家取得資金を融資し、公営住宅は低所得者向けの住宅を供給するという仕組みで、ここで階層化された住宅供給体制が整備されていったそうです。

都市部では、このころ7割弱が借家住まいだったそうです。住宅供給制度を整備するとなると、

さまざまな工法の模索や、設計の標準化、規格部品の開発が行われ、従来の形から、食べるところと寝るところを分ける食寝分離型、また親と子供の就寝空間の分離という形に移っていったのです。

公営住宅も、従来の木造建築から、1970年代には耐火型へと移行していきました。また、1970年代後半には庭つき一戸建てが多く建てられるようになり、狭いながらも庭に自然が残り、人気の住まいとなり、郊外へ広がっていき、都心部はマンションや団地化が進み、さらに進化していったのがニュータウン構想で、郊外に公園や商店、学校などを備えた形態が全国に広がっていきました。

地方においても、東京オリンピックを前後し、木造ではありますが、公営住宅が供給し始め、1970代中盤には、簡易耐火型の2階建てスタイルの住宅へと変わっていております。

反面、大都会では、1980年代に入ると公営住宅の建設は減少に転じ、2000年以降、住宅供給は民間に委ねられております。

むつ市に目を向けますと、市営住宅は前段同様、1963年あたりから木造住宅が供給され、1970年代には簡易耐火型に移行し、現在は皆さん承知のとおり、団地型と現代風木造へと変わってきております。

人口減少とともに少子高齢化が進み、空き家も多くなってきておりますが、市営住宅は築年数40年を超えるところも多くなってきている今日では老朽化が顕著であり、利便性が失われつつあります。

全戸の建て直しや大型改修は、財政上難しいのは承知しておりますが、居住者に無理を強いるのではなく、少しでも快適に住んでもらうための施策は必要かと考えております。また、コンパクトシティの施策にも関連する事案と考えております。

以上のことを踏まえ、大畑地区の市営住宅について質問いたします。

1点目として、入居者の改善希望について、2点目として、入居者希望数について、3点目として、市営住宅の今後について、以上3点について市長にお伺いをいたします。

続きまして、2項目めの教育行政についてお伺いいたします。先般近川のいじめ防止宣言フォーラムに参加させていただき、児童・生徒たちの意見を聞かせていただきました。意義のある意見がたくさん述べられ、感心させられました。地域性もあるかもしれませんが、皆が顔見知りで、家族的なつき合いのある地域だということも感じられ、いじめはないと発表がありましたが、よしんば事例が発生したとしても、解決が早く済むのではないかと感じられました。

一方、テレビで青森市浪岡の事件のドキュメンタリーも深夜に放送され、いまだに納得のいく解決がなされていないのだなということを思い知らされたものです。

相撲界に目を転じれば、巷間騒がれている事件が毎日のように放送されておりますが、いじめというものとはいささか違うものの、過度な指導や上下関係の行き過ぎた行為は感心できない行為だと感じております。私も体育会系の出身なので、上下関係や礼節は少しは承知しており、ある程度理解はしておりますが、暴力に訴えるというのは感心はできません。

話は戻りますが、新聞を見て、またぞろいじめに関し、自らが命を絶つという心の痛む事件が発生しております。古くて新しい問題だと痛感しております。

前段で述べた一休禅師の「親が死ぬ 子が死ぬ そして孫が死ぬ」ということがいかに大切であり、摂理であり、常識であるかということが必要となってくるかと思われまふ。順番が違えば、これほ

ど悲しいことはありませんし、親からすれば、何事にも耐えがたい苦痛ではないかと感じます。

世の中100対ゼロということはないにしろ、限りなくゼロに近づけるべく努力をすべき、万が一発生したときは、迅速に対応し、最小限にとどめるべきと考えます。

お断りしておきますが、当市において何かあって質問しているわけではなく、住民との約束事でもあり、定期的に地域の皆さんに現状を知ってもらうことにより関心や興味を持ってもらうための現状の質問であることで、他意はない質問であることをご理解願いたいと思っております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、いじめ件数の昨年度との比較について、2点目として、いじめ防止対策について、3点目といたしまして、不登校の児童・生徒数の昨年度との比較について、4点目として、不登校対策について、5点目として、いじめ防止宣言フォーラムの継続について、以上5点につきまして、教育委員会委員長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、大畑地区の市営住宅についてのご質問の1点目、2点目につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、ご質問の3点目、市営住宅の今後についてお答えいたします。現在市営住宅全20団地528戸の整備については、昨年度改定いたしましたむつ市公営住宅等長寿命化計画に基づいて今後の整備手法を計画しており、その中で外山団地につきましては、2026年度までの本計画期間以降に優先的な建て替えを前提として、当面の間、適正な維持管理に努めることとしております。したがいまし

て、本計画期間内は入居者の皆様にご理解、ご協力をいただきつつ、良好な住環境の保持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の教育行政についてのご質問の1点目、いじめ件数の昨年度との比較についてお答えいたします。

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されております。また、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識するとともに、適切で迅速な対応と未然防止のための対策が必要となります。

当市におけるいじめ件数につきましては、昨年度は20件、今年度は4月から11月末現在までで9件となっております。一昨年までのいじめ件数は、二、三件でしたが、軽微ないじめも積極的に報告するようになったことから、件数は増加傾向にあります。

なお、いじめ件数が増加傾向にあることは、それだけ学校が積極的にいじめ問題に取り組もうとしているあらわれであると認識しております。

次に、ご質問の2点目、いじめ防止対策についてお答えいたします。小・中学校では、各校で策定した学校いじめ防止基本方針に従い、校長のリーダーシップのもと、学校の実情に応じた取り組みを推進しております。

具体的な取り組みといたしましては、1つ目は教育相談の実施であります。学級担任等が定期的に個別面談を行い、いじめの芽となる人間関係の悩みや不安等を直接教師側へ伝えやすいように配

慮して行っております。

2つ目は、いじめ等に関するアンケートの実施であります。いじめの有無やいじめを目撃したことの有無等について、児童・生徒のプライバシーに配慮したうえで、学期に1回程度実施しております。

3つ目は、学校環境適応感尺度アセスの実施であります。これは、質問事項に回答することで児童・生徒の環境適応感をはかるもので、孤立傾向や人間関係のつまづきなどを把握する有効な手段の一つとなっております。

一方、教育委員会といたしましては、むつ市いじめ防止基本方針に基づき、広報、研修、啓発、点検の4本柱で取り組んでおります。

広報活動としては、教育委員会で作成したリーフレットを各小・中学校の教職員、保護者全てに配布し、いじめ防止の周知を図っております。

研修活動としては、学校教職員を対象に、いじめ不登校対策研修講座を開催し、いじめ防止のための対策や対応に関する資質向上に努めております。

啓発活動としては、毎年11月をいじめ防止月間とし、いじめを生まない学校づくりに向け、むつ市いじめ防止宣言フォーラムを開催しております。

点検活動としては、むつ市いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止基本方針が適切に機能しているかなど、不断の見直しを行っております。

次に、ご質問の3点目、不登校の児童・生徒数の昨年度との比較についてお答えいたします。不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた児童・生徒であります。

当市における昨年度の小・中学校の不登校児童

・生徒数は50名でした。今年度は、4月から10月末現在42名となっております。ピークである平成22年度は100名の不登校児童・生徒でしたが、各中学校ブロックごとで先生方が情報交換、情報共有をし、きめ細かな対応をしていることに加え、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを行ったことで、ここ数年は半数以下で推移しております。

次に、ご質問の4点目、不登校対策についてお答えいたします。市内小・中学校では、不登校児童・生徒の減少に向けた取り組みを各校の実情に合わせて行っており、児童・生徒の自己肯定感を高める指導、楽しくわかる授業づくり、温かい人間関係づくりなどの予防に努めるほか、早期発見、早期対応に努めていただいております。

教育委員会といたしましては、各学校から要請があった場合、担当指導主事や教育相談員を派遣するとともに、さまざまな悩み事に対する相談窓口であるむつ市教育相談室を設置するなどの対応をしております。

また、不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、教育相談員や自立支援相談員6名による適応指導も行っております。

次に、ご質問の5点目、いじめ防止宣言フォーラムの継続についてお答えいたします。市内には、9つの中学校ブロックがあり、平成26年度から9年かけて全ブロックで本フォーラムを開催したいと考えております。5回目となる平成30年度は、川内中学校ブロックで実施する予定となっております。

これまでのフォーラムでは、いじめ防止の標語コンクール、いじめ防止のテーマソング、いじめ防止に関する行動宣言を採択するなどして、いじめ根絶に向けた児童・生徒会活動に対する理解を深めるとともに、児童・生徒をいじめから守り、市民総がかりでいじめ防止に取り組むという意識

の啓発を図ることができたと認識しております。

むつ市総合経営計画及びむつ市教育大綱においても「夢を育む教育」を掲げ、生徒指導の充実や豊かな心の育成に向け取り組むこととしていることから、教育委員会といたしましては、今後も引き続き各学校と連絡を密にとり、いじめの予防といじめの解消に努め、学校からいじめや不登校の報告があった場合や保護者からの相談があった場合には、迅速かつ適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 大畑地区の市営住宅についてのご質問の1点目、入居者の改善希望についてお答えいたします。

大畑地区唯一の市営住宅である外山団地は、昭和52年度から昭和55年度までの4カ年で簡易耐火構造2階建て住宅7棟31戸を建設し、現在21世帯の方が入居しております。建設から約40年近く経過していることから、屋根、外壁、建物内部の設備の老朽化が進んでおります。

修繕依頼に対する対応方法につきましては、入居者からの連絡を受けてからできるだけ速やかに担当者による現場確認を実施し、その後修繕業者への発注を行い、現場作業となります。

外山団地の修繕実績としては、平成28年度は18件、総額約215万円の修繕を行っており、主なものといたしましては、新規入居前の修繕、風呂がま、トイレファンの交換等を行っております。

今後も引き続き入居者の皆様に対しましては、迅速かつ丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、入居希望件数についてお答えいたします。外山団地における過去3カ年の申し込み件数につきましては、平成26年度は3件、平成27年度は4件、平成28年度は4件となっており、合計で11件新規入居されております。

新規入居された11件の年齢構成は、30代が2件、40代が1件、50代が2件、60代以上が6件となっており、世帯構成としては単身世帯が7件、2人世帯が2件、3人世帯が2件となっております。また、今年度は5戸の公募を行っておりますが、現時点での入居申し込みはありません。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） 答弁をいただきました。順番にいきたいと思います。

市長から計画に沿って2026年以降、順次優先的に直していきたいということでございますので、ここら辺は了とさせていただきます。よろしくお願いをしたいと思います。

まず1点目の入居者の改善希望、前年度は215万円でしたか、やってもらったということなのですが、多分こういうのというのは予算が発生しようかと思うのですが、それを超えてもし直すという場合は、例えば突発的なものでも、ちょっと次に回ってしまうという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） お答えいたします。

限られた予算の中で執行しておりますので、次年度以降ということもあり得るかと考えております。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） 外山団地に限ってお話をさせていただきますと、あいているところもあるやに今お話を伺いました。例えばそのところが、今住んでいるところよりもちょっといい、ちょっといいといいますか、もう少しつくりがいいと。なおかつ清潔さがあつたりなんかしたときは、入れかえというか、そっちに移るとすることも可能なのでしょうか。そこら辺もお願いいたします。

○議長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 可能でございます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） そうすれば、そういうリクエストがあったとすれば、そちらのほうに移ると。ただし、1つ懸念するのは、何年住んでいないというのかもしれないと思うのですが、不思議なもので住宅というのは、住まないと、何か異常に朽ちていくような部分があるやに聞いております、また感じます。そういう場合、またそこを直して云々という場合も出てくるかと思うのですが、それも例えば予算上のもので措置ができないとすれば、後に置かれていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 基本的には、状況によりますけれども、そのようなこととなります。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） わかりました。ちょっと場所的にも、決して利便性のいい場所とは言えませんので、また築年数もう40年ぐらい経過しています。居住者のリクエストがありましたら、なるべく応えていただいて、やはり安心して住めるような方向で努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、教育行政のことなのですが、ちょっと順番は逆になりますが、下から行きますが、教育長は先ほどの答弁のところで、いじめ防止宣言フォーラムのほうなのですが、9年かけて全ブロックの開催を目指していくと、現在5ブロック目だということなのですが、そうするとあと4ブロック、どのような形に回るかは別といたしまして、9年かければ、廃止にするのか、それともある程度見直しをかけるのか、それともそのときの状況において変化していくのか。現在のところどのようにお考えなのかを、まずお聞かせ願

いたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

現在のところ、9ブロックで実施するというような計画でございますけれども、それが終わったら、ではどうするのかというのは、そのときの状況によりまして、また判断をするということになるだろうと思います。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） わかりました。ちょっと先の話ですので、どのようにしていくのかなということなものですから、それは当然状況によって、その時々のもので進んでいくと思いますので、それもよろしく願いしたいと思います。

また、不登校のほうなのですが、いろいろな手を尽くしていただいているところもあると。前々回も聞いていますけれども、聞けば約半数になってやっていると。この不登校に関しては、いじめとの関連がある不登校生と見受けられるものがあるのでしょうか、まずお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

不登校は、まず何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、その児童・生徒が登校できないという状況にあるということでありまして、その背景としていじめや発達障害、または虐待なども考えられます。そのように、不登校の原因というのは非常に多様化が進んでおります。そういうような状況でありますので、したがって不登校といじめの関係性がある場合があるという認識のもとに対応していく必要があるのだろうということでございます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） わかりました。全然関係ない

ということはないと思いますので、そこら辺のところは注意して見守っていただきたいと思うのですが。

例えば不登校の場合になりますと、私もPTAで結構いろんな事例に当たって対処してきたわけですが、そういうときの親御さんの対応ですとか、学校のほうの対応は大体理解できるのですが、例えば教室に入れないですとか、そういうのもあろうかと思えます。親御さんの対応と、そして例えば必ずしも学校に無理して来なくてもいいと、私はそういうふうを考えるわけですが、教育長は、必ず学校に来なくてはいけないとか、それとも来る雰囲気をつくっていくのか、それとも家で学習をさせていくのかという考え方について、2点ほどお伺いしたいのですけれども。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 不登校の場合に必ず学校に出席させるべきかどうかというようなご質問だったかと思いますが、やはりさまざまな対応をしているのは学校へ登校させるための対応でございます。しかしながら、その子供にとって、それが必ずしも適切な対応でない場合もあるかもしれませんので、それぞれの場合によって対応を慎重にしていかなければならないというふうな考えるところでございます。

（「親の対応も」の声あり）

○教育長（遠島 進） 保護者の対応ということでありますが、不登校児童・生徒と直接向き合っている保護者の不安というのは、そして悩みというのは非常に大きいものがあると思います。時にそれが、そのことが児童・生徒の心身の状況に影響を及ぼすということもあります。したがって、こうした保護者を支援して、家庭に対して直接的な働きかけを行うことが不登校児童・生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待されております。そのため学校では、保護者と児童・生徒の声

にじっくり耳を傾けて、担任や養護教諭が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介しております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） ありがとうございます。このいじめや不登校というのは、本当に古くて新しい問題であって、なかなかなくなる。さっきも壇上で申しましたが、100対ゼロというものは世の中にはありませんが、極力ゼロに近づけていく努力が必要かと思えます。

学校の先生方ですとか、大変な部分かと思えますが、先ほど教育長の答弁の中にいじめの件数がちょっとふえていると。それは、軽微なものを含めて先生方の対応が密になってきているのではないかと。私も大変結構なことだと思います。

やはり子供たちが学校の中で頼るのは、先生が一番の頼るところかと思っておりますので、今後ともそういう対応を続けていっていただきたいと思えます。まずは子供たち、生徒たちに寄り添って、何とかその子供たちが少しでも減るように、そして明るい青春時代を送れるように努力をしていただきたいということをお願い申し上げまして、質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議長、議事進行、20番」の声あり）

○議長（白井二郎） 20番村中徹也議員。

○20番（村中徹也） 会議が再開されたということで、議事進行を申し上げたいと思います。

我々議会議員は、日本国憲法があって、その下に地方自治法があって、会議規則があって、条例があって、その中で我々は行動しています。その中の一つに、会議規則よりも下の規則に、むつ市議会議員記章着用規程という決まりがあります。この1条は、むつ市議会議員は議員バッジ、記章を着用するものとする。ところが、きょう朝から着用しないでこの場におられる横垣議員がおります。この規則に違反をしております。

よって、議長においては、本席から退場、注意するなどの対処を求める議事進行を提出したいと思っております。よろしく取り計らいをお願いします。

○議長（白井二郎） ただいま村中徹也議員より、むつ市議会議員記章着用規程による記章を着用していない議員がいるとの議事進行がありました。

この件につきましては、議会運営委員会に諮問のうえ対処することにいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、そのように措置いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの村中徹也議員からの議事進行につきましては、むつ市議会議員記章着用規程第1条及び第2条の規定により、むつ市議会議員は、議員章を左胸に着用することとされていることから、本会議等の議会の公式な場においては議員章を着用することが基本であると解釈することができる

と思います。

ただいまご指摘のあった横垣成年議員には、規程の遵守に心を配るよう本席より厳重に注意をいたします。今後十分に気をつけてください。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（白井二郎） 21番川下八十美議員。

○21番（川下八十美） 貴重な時間、私の議事進行を取り上げていただきまして、ありがとうございます。

今の議会運営委員会の決定は尊重いたしますが、しかし議長、朝の開議の時点で、議長は横垣議員の記章着用なしの状態で「26人で定足数に達しております」という議長口述を出しております。ということは、横垣議員の議員としての存在、本会議での出席を容認したことになるわけでありますので、この点については議会運営委員会でお取り計らいいただいたのでしょうか。また、議長の見解としては、定足数の問題についてどう解釈されるのかご回答をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの川下議員の議事進行は、これで終わります。

◎工藤祥子議員

○議長（白井二郎） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第234回定例会に当たり一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向

きな答弁をお願いいたします。

まず第1に、平和行政について質問します。ことは、新しい歴史の幕あけを感じさせた出来事が続きました。7月7日、ニューヨークで開催された国連会議で、核兵器禁止条約が採択されたことです。人類史上初めて核兵器を違法化し、核兵器の開発、実験、製造、保有、使用などとともに、使用の威嚇も禁止されました。国連加盟国193カ国の63%に当たる122カ国の賛成でした。122カ国には、聞いたこともない国々も多く、かつて20世紀には植民地であった国々が多く含まれています。大きな国、大国が世界を動かす時代からの大きな変化が起きています。

9月20日から、この条約の署名が国連本部で始まり、初日だけで50カ国が署名しており、50カ国以上による批准の90日後に条約が発効しますので、来年の発効が見込まれています。核兵器のない世界への巨大な変化への第一歩が踏み出され、動こうとしています。

条約の前文には、「ヒバクシャ」という日本語が書かれ、唯一の戦争被爆国日本の被爆者が、この条約採択に大きな役割を果たしたことがうかがい知れます。

続いて、10月6日、ノーベル賞委員会は、ことしの平和賞に、世界101カ国の反核平和運動が参加するNGOの連合体である「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」への授与を決めました。12月10日にノルウェーのオスロで行われる授賞式には、ICANのメンバーとともに日本の被爆者の代表も参加し、演説をすることになっています。そして、9月の地元紙には、小さな記事でしたが、青森市が平和首長会議に再加盟したという記事も見かけ、平和首長会議について調べ、今回の質問へと至りました。

ご存じのように広島市、長崎市は、1945年8月に原子爆弾の投下を受け、一瞬にして廃墟と化し、

数多くのとうとい命を失いました。原子爆弾は、戦後70年以上経過した現在も、放射線による障害で多くの市民が苦しんでいます。このような悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないように、広島市と長崎市の両市は世界に核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けてきました。

1982年6月、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の荒木広島市長が世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、広島市と長崎市の両市長から世界各国の市長宛てにこの計画への賛同を求めたことが始まりで、この趣旨に賛同する自治体で構成された機構が平和首長会議です。

1991年に国連経済社会理事会のNGOに登録されています。掲げる目的は、その規約の中で世界の都市が連帯して核兵器廃絶の市民意識を国際的規模で喚起し、核兵器廃絶を実現するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権の諸問題を解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与することとしています。会長は広島市長、副会長は長崎市長、その他アメリカ、イギリス、イラク、ロシア等、14の自治体の長が副会長に名を連ねています。構成は、世界7,514自治体、国で言えば162カ国です。総会は4年に1回、会費は1年に2,000円、日本では全自治体の94.4%に当たる1,603自治体が加盟しています。青森県内でも、40自治体のうち38自治体が加盟しています。

そこで、1つ目の質問ですが、ことしの核兵器をめぐる国際的な動きへの感想も含めて市長のご所見を伺います。

そして、むつ市としてもこの平和首長会議に加盟して、世界の自治体と連携して、核兵器廃絶を初めとする世界平和の実現に貢献すべきと考えま

すが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

第2に、就学援助制度についてです。昨年も就学援助制度について取り上げましたが、学校教育法第19条に基づいて、小・中学校に通う生徒の世帯で要保護世帯と準要保護世帯に援助する制度です。今回も昨年に引き続き、準要保護世帯への援助項目の一つである入学準備金について取り上げます。

必要としている時期に援助を、という保護者の声を受け、むつ市もこれまで7月支給だった入学準備金をことしから入学前の3月支給にしました。小学校で支給されていた6年生の児童が中学校でも引き続きということで、中学入学前の支給は各自治体でも広がりを見せているようですが、小学入学時に保護者の負担が重いのは同じであり、必要としている時期に援助をという思いも切実です。

ことし3月に文部科学省から各教育委員会宛てに要保護児童生徒援助に対し、入学準備金を入学前に支給が行えるように交付要綱を改正したとの通知が出されました。このような前向きの流れがある中で、準要保護世帯に対しても、中学入学だけでなく小学入学前の3月支給に踏み出すべきではないでしょうか。お聞きいたします。

第3に、観光についてということで、川内川渓谷遊歩道について質問いたします。紅葉した葉が散り始めたころ、川内住民から、「遊歩道が通行どめになったままだ、どうするのか」と訴えられ、見に行きました。過去の川内町議会日より、平成3年、平成4年の議会報告を見ますと、総額3億4,900万円余りがつぎ込まれた事業であったと書かれていました。

遊歩道の距離は4.4キロ、歩いて1時間20分、つり橋を含む3本の橋がかかっています。樹種が多く、山野草も豊か、大滝、甌穴等の見どころもあり、何よりも紅葉はきれいで、隠れた観光名所

と言われています。ふれあい温泉川内からあすなろ橋を渡ると、すぐ「通行どめ」の看板が立っており、去年の8月の台風以降、1年以上通行どめになっています。いつ復旧するのでしょうか、見通しを示してください。「一部通行どめの箇所があります」と書いてある説明文中にはありますが、広報の仕方が不十分ではないでしょうか、お聞きいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤祥子議員のご質問に、市長バッジをつけてお答えいたします。

平和行政についてのご質問の1点目、ことしの核兵器に対する国際的動向に関する所見についてであります。本事案は会議規則第63条第1項の規定による市の一般事務に関する質問としてお答えできる範囲を超え、国家の安全保障と外交に関するもので、国の専管事項であると考えられますことから、この場でのご回答につきましては控えさせていただきます。

次に、平和行政についてのご質問の2点目、平和首長会議への加盟についてであります。本来は、シュチョウと読むのが正しいですが、一般的な呼称としてクビチョウと答弁中は読ませていただきます。

現在市長という立場で私が参加しているものとして、むつ下北地域では下北地域広域行政事務組合や下北医療センターの管理者を初め、下北5市町村の首長と議長とで構成される下北総合開発期成同盟会や、下北、上北地域の合計10市町村の首長や議長、商工会長などで構成される下北半島振興促進連絡協議会の会長のほか、下北地域の官民50団体が連携して進めている下北ジオパーク推進協議会の会長、下北定住自立圏構想の中心市市長、下北地域全体の観光振興を目的とするしもきたT

ABIあしすとの理事長、そのほかにもむつ地区防犯協会会長や、むつ・大畑・東通地区沿岸防犯協会会長、むつ地区自衛隊募集事務連絡協議会など、むつ市が事務局を担う団体だけでなく、警察や自衛隊などさまざまな団体に関連する会の代表も多く務めている状況でございます。

むつ下北地域以外の全国的な活動にあっても、日本ジオパークネットワークの東北ブロック理事や東北市長会の常任委員、教育再生首長会議の幹事、全国市長会の評議員並びにまち・ひと・しごと創生対策特別委員会委員、地域から森里川海のつながりの回復に取り組む首長の会の発起人などを務めているところであります。

いずれの会議におきましても、私の経験や考えを申し述べることで、それぞれの団体の活動が一步でも前進できればとの思いから、単に会議に参加するだけでなく、職責を全うすることで発言の重みを獲得し、むつ市や下北を代表して積極的な発言や行動を心がけているところであります。全てにおいて、市長の立場としてしっかりと責任感を持って活動しております。

これらの活動は、当市の特性を生かし、より発展させようとするもの、また当市が抱える諸課題の解決に向けて取り組んでいるものであります。

これだけの数の役職を担っているということで、私の業務量については十分ご理解をいただけるものと認識しておりますが、新たな役をいただいたとしても、十分にその務めを果たすことができるような状況にはないと今現時点では考えております。

一方、平和首長会議への参加の有無にかかわらず、日本や世界の平和は全世界の誰もが願っていることであります。この点、平和首長会議への参加のみが平和貢献活動だとは私は考えておりません。例えば子供たちと姉妹都市交流で、米国ポートエンジェルズ市に向かい交流を深めることや、

平和に貢献をいただいている自衛隊の皆様の活動に深い理解を示し、隊員やそのご家族に寄り添う対応を市として行っていくことも、またむつ市長としての平和貢献活動だと理解しております。

これらにより平和首長会議への参加は考えておりませんが、今後も市長としてでき得る限りの平和への貢献を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁となります。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤議員の就学援助制度についてのご質問にお答えいたします。

小学校に入学する児童に対しても入学準備金を入学前に支給すべきということですが、平成28年度における当市の準要保護世帯への就学援助制度の対象人数は、全児童生徒数4,404人中459人で、就学援助費は総額で約4,280万円となっております。

認定基準といたしましては、市民税の所得割が非課税であることのほか、所得者が無職となった世帯、災害等で被災してから1年以内の世帯等があり、市民税が確定する入学後の6月に、これらの基準をもとに認定作業を行い、7月に支給しております。

そのうち中学生につきましては、今年度の新1年生から新入学学用品費を入学前の3月に支給しているところであります。

一方、小学生につきましては、入学前に先ほどご説明いたしました認定基準となる市民税の課税状況や世帯の被災状況等の把握が困難なことから、入学前の支給には至っておりませんでした。

このような中、本年3月に国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正により、補助金の対象の範囲

が従来の学齢児童・生徒に加え、就学予定者も対象となったところであります。このようなことから、本来、今回の改正は要保護世帯の児童が対象ではありますが、準要保護世帯につきましては、市の裁量により認定基準、援助費目などを定めて実施できますことから、小学校入学時の市民税の所得割を基準として、今後研究してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 観光についての1点目、川内川渓谷遊歩道についてのご質問にお答えいたします。

まず、復旧についてであります。川内川渓谷遊歩道は、平成4年4月1日に供用を開始し、今年度で25年を経過しており、木製の張り出し歩道や落石防護柵など一部施設の老朽化が著しく、また昨年8月の台風10号による被害により、張り出し歩道から福寿の小径間で落石や土砂崩れがありましたことから、遊歩道を利用される皆様の安全を第一に考え、当該区間を通行どめとしております。

今年度、土砂の撤去作業を一部行ったところでありますが、落石や土砂崩れの規模が大きく、また遊歩道沿いの崖ののり面の上方が崩れ、その後も大雨が降るたびに頻繁に土砂が落ちてくる状況となっていることから、通行どめを解除するまでには至っておりません。遊歩道を利用される皆様の安全を確保するためには、老朽化した施設の更新を含め、相当大規模な改修が必要となりますので、改修時期につきましては、市全体の観光施設の改修計画の中で調査研究してまいります。

次に、川内川渓谷遊歩道を今後どのように生かすのかについてであります。むつ市では総合経営計画において、年間観光入り込み客数100万人という目標を掲げているところであり、川内川渓谷は春、夏、秋と季節ごとにさまざまな花々が咲

き、また春もみじ、新緑、紅葉といった樹木の彩りも楽しめるなど、自然を感じられる観光スポットとして観光客が訪れており、目標達成に向けて欠くことのできない施設であると認識しております。

また、川内川渓谷は、昨年認定を受けた下北ジオパークのジオサイトでもありますことから、ジオパーク観光の一環として、大滝を中心とした川内川渓谷遊歩道のさらなる活用を図るため誘客に取り組んでいるところであります。

次に、ホームページやパンフレット等の記載についてであります。通行どめ箇所につきまして、地図で明示しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 順番どおりいきませんが、3番目から質問をしていきたいと思っております。

川内住民ばかりではなく、旅行者の方からもさまざまな苦情の声が聞こえてきています。いつ開通するのか、フクジュソウの時期にも密集地に行けない、通行どめになって本当に残念だ、早く復旧してほしい、このような声が上がっています。そして、今大規模な土砂崩れが起きているということなのですけれども、私遊歩道に入って歩いてみましたが、木が一本倒れていて、大規模な土砂崩れということが具体的に確認できなかったのですけれども、どのような原因で通行どめになっているのか、もう少し詳しく答弁お願いいたします。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 大規模な土砂崩れの箇所でございますが、具体的にはあすなろ橋の上方、北側の岩谷沢ダムとの間でございます。こちらについて落石防護柵が、既存のものがあつたのですが、昨年8月の台風によりまして、その落石防護柵が崩れまして、通行ができないほど遊歩道に土砂が流れていると。また、斜面沿いの遊歩道で

すとか張り出し歩道におきましても、防護柵のネットの部分につきまして、かなり大きい、大ききでいきますと、幅が70センチとか、重さでいきますと40キロ、50キロくらいの落石が多数散見されるというような状況でございます。この辺を直すとなりますと、先ほど工藤議員もおっしゃいましたとおり、当初設置したときには大体3億5,000万円というような施設でございますので、今観光施設というのは市内でも大体38くらい管理しておる中でいろいろ改修計画を考えるととなりますと、全体の中で考えていかなければならないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私が歩いた感じでは、防護柵に小さな岩が落ちているということで、余り大きな岩の落石というのは感じられなかったのですけれども、それは森林管理署のほうに要望して片づけていただいと、そういうふうなことがあったのでしょうか。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） この場所につきましては、国有林でございまして、この遊歩道の設置につきましては、国有林の貸し付けを受けて市が設置して、その維持管理につきましては、市のほうで所管するというようなことになっております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私も森林管理署に行ってきましたけれども、確かに重機で1回片づけたというふうなお話は聞いてきました。余り大きな崩れというのは、私は感じなかったのですけれども、確かに安全面でこのまま遊歩道を続けることができないう、そういう判断のもとでストップさせたということだと思います。これは、仕方がないことなのですから。

もう一つ、広報の仕方ということで、いろいろ

ホームページをあけて見ますと、ただ「一部通行どめ」と書いてある広報の仕方もありますし、あすなろ橋からフクジュソウのところまでが通行どめと書いてあるところがあります。でも広報の仕方では、川内庁舎からもらったチラシが一番詳しいのですが、インターネットのホームページでは広報の仕方が本当に不親切だと思っています。ですから、旅の方がいらしたときに、「本当に通行どめなんだね」、「フクジュソウも見れないんだね」というふうなことで苦情が出ていますので、もう少し詳しい広報の仕方をすべきではないかなということ注文つけたいと思っています。

それから、就学援助制度についてに移ります。今教育長から、就学予定者も対象ということで、中学校入学のみならず、小学校のほうも前向きに研究していただくという、このような答弁をいただきました。確かに市民税とのかかわりがあると思いますけれども、幼稚園とか保育所に通っている子供がほとんどという中で、通っていない子の市民税等を調べたり情報を得るのは大変かと思えます。事務手続がふえるかと思えますけれども、本当にお金が必要な時期に入学準備金をという、そういう切実な父母の願いに沿った研究をしていただきたいと思えます。

それから、ある小学校に行って小学校入学の準備金がどのくらいかかるのかということ聞いてきましたけれども、学用品1セットで1万円ぐらい、そしてウエアとか短パン一式で1万2,000円ぐらい、それで2万2,000円ですよね。それにプラス入学式の服、ランドセル、そのようなものを含めると、最低でも5万円はかかるのではないかなという、そういう小学校の先生方の話でした。

私もお店に行って調べてみましたけれども、5万円というのがまずほとんどですよね。ランドセルの価格はほとんど5万円です。6万円以上というのもたくさんあります。最低では3万円です。

一番安いランドセルを探しても3万円です。そのような状況の中で、今入学準備金が小学校では2万円、中学校は2万3,000円、本当に実態と離れていると思います。

ことしの3月に送られた通知ですと、要保護者に対する単価も約倍になっていますよね。でも、その単価倍というのが準要保護のほうには反映されていないので、確かに市の持ち出し等があるとは思いますが、これから単価の面でも、倍とは言わないにしても、増額ということで課題として研究していただけないものかということについても答弁をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

支給単価を国の保護児童の基準に引き上げることはできないかということだと思いますけれども、就学援助制度は平成17年度に準要保護世帯に係る国庫補助が廃止されまして一般財源化されたことに伴い、準要保護世帯に係る就学援助は市の裁量により認定基準、援助費目など、その内容を定めることとなり、本市でも独自の要綱を定め、支給しているところでございます。

教育委員会といたしましては、現在の支給内容を維持することを第一としながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 就学援助制度については、これからの研究課題ということで、これからも研究して、そして保護者の立場に立った前進を要望したいと思います。

平和行政についての再質問ですが、市長の答弁は、今でも平和貢献をしているということと、それからさまざまな会長の責務を担って、これ以上は本当に職責を全うできないというふうな答弁でした。しかし、この平和首長会議は、また

独特のものがあると思うのです。唯一の戦争被爆者日本が本当に今回の核兵器廃絶の条約採択に頑張った、功績した、貢献したこの被爆者広島長崎の声というもの、これを生かして世界が今動こうとしています。そして、多くの自治体が加盟して、この人類を滅亡させるにも等しい1万5,000発の核兵器がある中で、今大きなうねりとなって運動が盛り上がっています。その中で日本の自治体の94%が加盟している。広島、長崎を持つ日本の国として多くの自治体が加盟している。そして、青森県の中でも加盟していないのはむつ市と東通村だけなのです。そういう中で、本当に大きいうねりの中の一滴として世界の自治体と連携をして加盟していただきたいと思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

全国で94%の自治体が加盟していて、県内では40自治体のうち38自治体までもが参加しているということでありまして、私の基本的な考えとしては、自分自身で道をつくるのが、これが使命であって、人の道をなぞり歩むことは私の本意とするところではないというコンセプトで今市政運営をさせていただいております。したがって、いろんな人が参加しているから私が参加するということは、これはまずありません。

そして、広島市の市長さんがニューヨークに来た際に、私当時総領事館におりまして、この議論をつぶさに拝見させていただいておりました。その内容については、これは政府の中の議論ですので、ここでは紹介することはふさわしくありません。

ただ、平和への貢献というのは、私もその当時外交官の一員として、領事として赴任しておりましたので、少し申し上げさせていただければ、一人一人ができることをその範囲でやるということ

だと私は思っています。例えば民間の方々の交流、そして地域の交流、我々は姉妹都市のポートエンジェルズ市と交流を重ねております。そして、国と国との交流があって、さらには平和貢献活動をしている方々への理解。当地には、海上自衛隊ございます。ソマリア沖アデン湾に「せとぎり」が先週また旅立ちました。そこにどのような形で我々が寄り添うのか。これもまた一つの平和貢献活動だと私は思っています。

そして、その中で私がいつも思うのは、人と人とのつながりというのは国と国のつながり、あるいは地域と地域のつながりよりもより深いものがあります。国と国というのは、これは利害でしか対立しません。利害でしか関係を持ってません。しかも、国際社会ということの法秩序を考えれば、強制力を持った法規というものはほぼ存在しない。合意は拘束する、パクタ・スント・セルヴァンダというような、そういう基本的なコンセプトのもとで、関係各国の合意の中だけでしか物事が動かないのが国際社会の基本的なルールであります。

そして、人と人というのは、そういった利害を超えて友人になり家族になることができる、そういう存在だと思っておりますので、私はこうした活動、少なくとも今やっている活動としてはポートエンジェルズ市との交流、さらには自衛隊に寄り添う市政ということで平和への貢献活動をしていきたいと思えます。

したがって、この首長会議に参加するというのではなくて、むつ市政を通じて世界平和に貢献をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 平和への貢献の仕方としては、どうも私は消極的ではないかなという、そういう感想を持ちました。今一人一人がと言いますけれ

ども、連帯してこのような大きなうねりをつくってきた、そのうねりの中で、もっとこの核兵器廃絶、そのうねりを大きくしていく、そういうチャンスの際に市長が入らないというのは、加盟しないというのは、どうも本当に残念な気がいたします。

そうですね、この首長会議というのは、国の考え方、政策に違いがあっても、国境を超えて、思想、信条、宗教の違いを超えてということで、世界がようやく一つになって動き出しています。そういう中で、むつ市の市政の中でやる、頑張るといっては、少し規模が小さいのではないかなということで本当に残念に思いますけれども、これは見解の相違で、それは仕方ありません。市長の理由ということでお聞きしましたので、これ以上市長には求めませんが、私としては本当に残念な答弁だと思います。

そういう中で、私すごいなと思ったものをホームページで見つけました。八戸市のホームページです。八戸市は、平和首長会議に入っています。そして、八戸市のホームページで、ヒバクシャ国際署名を市民へ紹介するページを作成して掲載しています。ホームページの掲載ページには、「国内外の世界のすべての人に対して、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶよう求める国際署名運動」と紹介して、そしてインターネットで署名ができる外部サイトリンクもつけていました。このような八戸市の姿勢、私は本当に感動いたしました。それでも市長は独自の道を行くというふうな答弁でしたので、それはそれで私はわかりました。

（「わかったんですか」の声あり）

○4番（工藤祥子） 違いがわかりました。

本当にちょっと不十分でしたけれども、これで私の質問を終わります。

○議長（白井二郎） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岡崎健吾議員

○議長（白井二郎） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。24番岡崎健吾議員。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） 本日最後の一般質問になります。公明・政友会派の岡崎健吾です。むつ市議会第234回定例会に当たり、4項目6点について一般質問を行います。

まず、質問の1点目、川内川の中州についてであります。2級河川である川内川は、下北半島の西部に位置する縫道石山に源を発し、川内町の中心部を還流して陸奥湾に注ぐ流路延長30.9キロ、流域面積203.4平方キロメートルの河川です。川内地区は、これまで昭和41年、43年、45年、46年、47年、そして昭和56年の集中豪雨や台風による川内川の氾濫により家屋浸水や耕地の流出、また公共施設等に甚大な被害をこうむってまいりました。これにより、昭和57年から2カ年をかけて川内川の大規模な河川改修工事が実施され、その工事と並行して川内ダム建設のための調査が昭和46年から開始されました。平成7年には、ダム周辺整備事業を含む全ての事業が完成し、現在川内地区は災害のない住みよい地域となっております。しかし、現在の川内川には中畑橋から上流1.5キロメートル付近に中州ができ上がり、その中州には繁茂する力が強い柳やニセアカシア、ハンノキ等が自然植生し、中州が年々拡大している状況にあります。このような状況を放置すること

により洪水の流下を阻害し、水位上昇を起こすことに加え、河川巡視や施設点検等の支障になるとともに、鳥獣のすみかとなり、日常生活への支障となることが懸念されております。

地域住民の安心安全を守るためにも、河川を管理する県に対して、撤去を含む早急な対処を要望すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の2点目、バットの森づくりについてお伺いいたします。現在日本のプロ野球や実業団野球、大学野球で使用されている木製バットの材料であるアオダモはトネリコとも呼ばれるモクセイ科の温帯性広葉樹で、北海道から九州まで広く分布している落葉高木です。特に北海道に植生するアオダモは、バット材として最良とされておりますが、成長が遅いなどの理由から、最近まで植林がほとんど行われておりませんでした。そのため、現在は小径木を保護しながらの計画伐採による資源量の維持が行われておりますが、すぐれた性質を持つアオダモを長期的に安定して供給することは難しい状況にあります。

現在日本では、プロ野球を初め大学野球などで木製バットを使用されていますが、今後アマチュア野球などでも需要の増加が予想される状況にあります。アオダモは、寒冷地であればあるほど反発力と弾力性、耐久性にすぐれていることから、北海道と近い気象条件を有する下北地域にはうってつけの木材と思います。むつ市は、広大な林野面積を有しておりますが、この一部を有効活用して、里山にバットの森をつくり、そこにアオダモを植林して、良質なバット素材を育成することができれば、将来的には市の大切な財源になると考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の3点目、学校体育施設開放事業についてお伺いいたします。文部科学省では、昭和51年度から、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲

において地域住民のスポーツ活動に供する事業として学校体育施設開放事業を奨励、援助しております。これに基づき、むつ市においても体育・スポーツ活動の普及振興及び子供の安全な遊び場の確保を目的に市立学校の体育施設設備を市民に開放するむつ市学校体育施設開放事業を現在実施しており、多数の市民が参加をしております。

市内の小・中学校には、突発的な事故等に備えて、心肺停止状態に陥った人に電気ショックを与えて回復させるAEDが設置されておりますが、通常玄関周辺や職員室周辺に設置されている場合が多いと認識しております。市内の小・中学校では、平日の夜間、そして休日には多くの市民が学校体育施設開放事業で小・中学校の体育館やグラウンドを使用しておりますが、いざというときに備え、体育館やグラウンド使用者にもすぐにAEDを取り出せるよう設置場所について検討すべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

教育についての質問の1点目、学校現場におけるJアラートへの対応についてお伺いいたします。ことし8月29日早朝のミサイル発射のJアラート発信は、ミサイルが日本の上空を通過する4分前でした。市内には、防災行政用無線が鳴り響き、携帯メールでも警報が伝わりました。決して映画の世界ではなく、間違いなく現実の世界でありました。時間的にも、通学途中の児童・生徒もいたのではないかと思います。その際、児童・生徒はどのような行動をとったのでしょうか。どこかに避難をしたのか、また何が何だかわからず、そのまま普通に登校したのでしょうか。心配したのは、私一人だけではないと思います。

北朝鮮の金正恩委員長は、今回の発射は前奏曲だと発言し、今後、いつ何どきにJアラートの発信があるのかわかりません。

Jアラートについては、11月14日に開催されたこども議会において、大平中学校1年の木村太一

君が一般質問で、弾道ミサイル発射に対する市民一人一人の対応についてと、事前に家族で話し合っておくべきことについてで質問をしておりますので、私は学校での指導方についてお聞きしたいと思います。地震や津波などについての避難訓練等は、学校でも実施されているとは思いますが、Jアラート発信時の対応をどのように指導しているのか、教育委員会委員長にお伺いいたします。

教育の質問についての2点目、川内地区のスクールバスについてお伺いいたします。川内地区のスクールバスは、昭和55年に町内の5つの中学校が統合し、川内中学校として開校して以来、統合中学校準備委員会から答申されたスクールバス運行計画をもとに現在まで運行されてきております。この間、平成20年には、小学校の統合、平成23年には川内小学校が川内中学校敷地内に新築され、遠隔地の小・中学生と一緒にスクールバスで登校しております。しかし、統合時には、生徒が定員近く乗っていたスクールバスも、37年後の現在では、児童・生徒数の減少や小学校が中学校に併設されるなど、スクールバスを運行する環境は大きく変化しております。

これから迎える下北の厳しい冬を前に、児童・生徒の通学の安全確保に不安を抱える保護者の方々の声をよく耳にします。地域の通学状況を再度確認することにより、児童・生徒の安全確保がより一層図られると思いますので、保護者の方々とスクールバスの運行についてぜひ協議していただきたいと思いますが、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

教育についての質問の3点目は、就学援助についてであります。この質問につきましては、工藤議員の質問と重複しており、先ほどの答弁で納得はいたしません。理解をいたしましたので、省略をさせていただきます。もちろん答弁も要りません。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災についてであります。川内川の堆積土砂につきましては、市といたしましても、ことし8月に現地確認を行い、河川管理者であります青森県に対し、堆積している土砂の撤去を要望しております。

県では、既に状況を把握しており、今年度川内球場から下流の右岸側については、一部ではありますが、撤去工事を実施しており、来年度も引き続き実施する予定であると伺っております。

昨今の気象状況による集中豪雨等を見ますと、市といたしましても、よりしっかりと防災対策を実施していかなければならないと強く認識しておりますことから、今後とも青森県に対し、河川等の防災対策について要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、林業振興についてのご質問及びスポーツ振興についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 岡崎議員の教育についてのご質問の1点目、学校現場でのJアラートへの対応についてお答えいたします。

8月29日の早朝に、北朝鮮の弾道ミサイル発射に伴う最初の全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが発信された際、教育委員会ではその日のうちに各学校に文書を配布し、安全指導の徹底について依頼いたしました。

主な指導内容につきましては、内閣官房「国民ポータルサイト」に示されている情報を参考とし、第1に、自宅などの屋内にいる場合は、窓から離

れるか、窓のない部屋に移動すること、そしてテレビ等で最新の情報を得ること、第2に、学校にいる場合は、教員の指示により迅速に校内の安全な場所に避難すること、第3に、登下校中はできるだけ頑丈な建物の中に避難するか、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るなどの避難行動をすること、そして学校は状況に応じてメール配信などで各家庭への連絡を行ったり、通学路の巡視等を行ったりするなどでございます。

9月15日の早朝に2度目のJアラートが発信された際には、朝の通学の時間帯でありましたが、1度目のときに行われた指導が生かされ、児童・生徒はミサイルの通過を確認したうえで、ほぼ混乱することなく登校することができております。

一方で、教育委員会では、むつ市総合経営計画及びむつ市教育大綱に基づき、6月から進めておりました学校危機管理マニュアルの改訂作業において、武力攻撃、弾道ミサイル等への対応を追加しており、9月26日には市内全小・中学校から職員を招集して、危機管理マニュアル説明会を開催しております。その際、各学校の危機管理マニュアルを見直し、災害を含めたさまざまな状況に応じて最適な避難行動をとることができるよう依頼したところであります。

11月末には、県から新たに発行された避難行動のリーフレットを送付し、最新情報を提供するとともに、冬休みの安全指導に関する通知にJアラートに関する対応を加えております。今後も児童・生徒の命を守るための指導に最善を尽くしてまいります。

次に、ご質問の2点目、川内地区のスクールバスについてお答えいたします。教育委員会では、学校の統廃合により遠距離通学となる児童・生徒の身体的、精神的負担の軽減を図ること及び通学時の安全確保を目的に統廃合された学校の通学区に居住する児童・生徒を対象とし、スクールバス

の運行を行っております。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、適正な学校規模の条件として、通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であることとされております。

遠距離通学とは、それ以上の距離と考えているところではありますが、統廃合により通学する学校の変更を余儀なくされる児童・生徒につきましては、保護者からの要望を踏まえ、この適正な学校規模の範囲内の通学距離であっても、スクールバスの利用を認めているところでございます。

このように、統廃合の際に保護者や地域の皆様とご相談させていただきながら決定したスクールバスの運行であります。少子化により児童・生徒の減少など状況が変化しており、それは他の地区においても同様となっております。

今後は、児童・生徒の安全を第一に考え、地域の実情や保護者のご意見を伺いながら、スクールバスの運行について改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 林業振興についてのご質問、バットの森づくりについてお答えいたします。

むつ市の市有林につきましては、戦後、杉を中心に植林してきており、その面積は1,289ヘクタールにまで拡大し、昭和30年代に植林した杉が現在伐期を迎え、計画的に伐採しているところであり、むつ市総合経営計画の「森林資源の利用促進」に向け、木材の安定的な供給を図っております。

杉は、木造住宅の建築資材を中心に、家具、製紙の原料パルプのチップ、木質ボードなど多種多様な用途に使用することができるとともに、30年から50年で伐期を迎え、成長が速く、経済性が高いことから、国や自治体、民間それぞれにおいて

杉の植林が進められてきましたが、現在木材価格の低迷等を考慮して、伐採後の市有林は大部分を天然更新とし、広葉樹林の形成を図っております。

ご提案があったバットの森づくりですが、アオダモは直径が大きくなならない広葉樹で、一般的な建築用材としての利用には不向きとされ、プロ野球や大学野球用のバットの原材料の使用に特化した樹種であります。利用に適する直径20センチメートル以上に成長するのに100年を要することも少なくない樹種と言われており、北海道の胆振地方や日高地方が主要産地となっております。

寒冷な気候である北海道において、アオダモの植林活動が始められておりますが、それをもってむつ市がアオダモの植林、生育に適しているのか不明であり、またバットの原材料にまで生育するのに長期間を要することを考慮すると、むつ市における植林には困難が伴うと考えております。

さらには、北海道でアオダモを植林しているアオダモ資源育成の会はNPOで、林野庁や北海道、北海道大学、一般社団法人日本野球機構、全日本バット工業会など、産学官の関係機関の協力を得て、連携を図りながら取り組んでいるところであり、仮にむつ市でアオダモの植林を行うにしても、どういう体制で実施するのか、関係機関の協力を得られるのかなど、さまざまな議論をしたうえで初めて可能となる取り組みであり、現時点では慎重な対応が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） スポーツ振興についてのご質問にお答えいたします。

当市の学校体育施設開放事業は、現在小・中学校22校のうち、11校で実施しており、平成28年度では131団体、1,595名の市民の皆様にご利用いただいております。

本事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校

の体育施設の効率的な利用を促進するもので、むつ市総合経営計画に掲げたスポーツ活動の充実を推進する事業であります。

議員ご質問のAEDについてであります。AEDは突然の心停止を起こして倒れた人の命を救うことができる有効な医療機器でありまして、市では小・中学校全校に設置しており、人目につきやすい玄関、職員室、保健室前廊下などに配置し、児童・生徒や学校利用者の皆様の万一の事態に備えておりますが、施設管理上の問題から、学校体育施設の開放時に使用が難しい状況となる場合が生じておりますことから、市といたしましては、市民の皆様の安全安心を第一に考え、AEDの設置場所や緊急時の対応等について、教育委員会及び各学校とも情報を共有して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） それでは、通告順に再質問させていただきます。

先ほどの市長の答弁では、もう県と協議し、一部撤去がされているみたいです。ただ、最近予測不能な異常気象、爆弾低気圧、ゲリラ豪雨、いつ下北でそういうのが起こるかわかりません。そうなれば、早く撤去しないと、その中州に流木等が堆積し、漁業が被害をこうむることも考えられますので、ぜひ早目の撤去を県にお願いしたいと思っております。

市長もご承知のとおり、川内川はシラウオとかアユ、サケなんかも遡上する恵みの川となっておりますので、特に撤去の工事に当たる際は、漁業関係者等も入れて協議をしていただきたいと思います。

次に、バットの森づくりなのですが、今部長のほうから100年かかるという話でした。私が調べた範囲では、バット材として使用するには60年

から70年というふうになっているということで話を進めているのですが、100年というのはちょっと私納得いかないので、後で私ももう一度調べてはみますが……

（「技術的な」の声あり）

○24番（岡崎健吾） もう一度、後で私確認したいと思えます。

ことし6月に策定されたむつ市長期総合経営計画・実施計画の中で、市有地の造林地においては、平成22年を初めとして伐期を経過した森林が出てくるということが計画の中にあるのですが、何ヘクタールぐらいあるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 市有林におきまして、伐期を経過した造林地の面積は834ヘクタールと見込んでおります。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 834ヘクタールといいますと、かなりの大きさになると思えます。先般国では、高齢化や担い手不足で手入れの行き届かない森林の整備に2019年度から年数百億円を自治体に配分する方針を固めたという報道がありました。また林野庁も、市町村が間伐を代行したり、意欲のある林業経営者に管理を委託する森林バンク制度を2019年度から始めるという報道もありました。このような制度を使って、補助金もあるわけですから、そのバットの森づくりに何とか活用できないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

バットの森というこのアイデアですけれども、非常に斬新で、私もおもしろいなと思えました。例えば今メジャーリーグに行く大谷翔平さんなんかが、例えばです、むつ市でつくられたバットを持っているということであれば、これはむつ市の

子供たちの誇りにもなりますし、地域としてもまた一つメジャーリーグを見るきっかけにもなるような気がします。

ただ、先ほど来答弁しておりますとおり、バット材として評価するのに長ければ100年かかると。これは、長ければです。ですから、60年、70年のできるものもあります。ただ、60年、70年という人の一生ぐらいの分けて、これから試験的にやるといっても、これ単に補助金の話だけではなくて、その継続的な体制の中でしっかりとやっていかないと物にはならないというふうに思っています。ですから、例えば先ほどご紹介した北海道の例でいきますと、林野庁、それから北海道、道です、それから大学、さらには日本野球機構、さらに全日本バット工業会、こういう形で産学官連携して一体となる体制をつくって初めて私はできることだと思いますし、そういった体制のない中でやったとしても、なかなかこれはうまくいかないのではないかというのが今の時点での我々の判断でありますので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） よくわかりました。ただ、20年ほど前に、川内のある会社が川内地区にこのアオダモを植えています。恐らく森林組合に行けば、場所とかそういうのがわかると思いますので、ぜひ一度現地に足を運んでいただいて、状況を見ていただきたいと思います。

次に、学校体育施設開放事業についてお伺いたします。先ほど教育委員会、学校当局とも検討するということがありましたが、できることであれば、それこそ市の予算で別に体育館等に置いていただきたいのですが、なかなか予算的な問題もありますので、先ほど部長が言ったとおり、学校、教育委員会、そして検討するのであれば、関係団体の人も中に入れて検討をしていただければなど

思います。

ところで、これまで学校体育施設開放事業をしている中で、救急搬送をされたという事例はあるのかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

緊急搬送された事例はなかったかということでございますが、学校体育館利用者には、開放施設利用心得をお渡しし、緊急時には消防署、むつ警察署、市民スポーツ課に必ず連絡するよう説明しておりますが、これまで救急搬送の連絡を受けておりませんので、事例はないものと認識しております。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 救急搬送された事例はないということですが、それでも万一に備えて学校体育施設開放事業で体育館等を使用している団体の責任者等を対象とした救急救命講習や応急手当等の講習会は、私は必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

万が一に備えるということは、非常に重要なことであると私も認識しておりまして、その点については岡崎議員と全く同意見でございます。

我々といたしましては、下北地域広域行政事務組合消防本部におきまして、9月の救急医療週間に開催している普通救命救急講習会や団体、個人の申し込みに応じて随時開催しております講習会等で心肺蘇生法やAEDの使用方法を指導しております。ですから、こういったところを上手に活用しながら、各団体が万が一に備えるということが重要だと思いますので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 講習会等をやるときは、ぜひ

関係団体等にも十分周知をしていただきたいと思います。

次に、Jアラートについてなのですが、学校の教育委員会の対応はよくわかりました。ただ1つ、Jアラートだけでなく、例えば地震や津波等が未明にあった場合、学校の施設は避難施設に指定されている場合が多いのですが、その場合、恐らく施錠されていると思うのです。そのときの対応はどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

早朝に学校を避難施設とする必要が生じた場合は、防災安全課から要請を受けて、教育委員会から学校に連絡をして開設をすることとしております。その際、教育委員会と学校とは連絡体制が確立されておりますので、事態発生時間帯にかかわらず迅速な対応ができるものと考えております。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 私が一番心配しているのは、学校に誰もいないわけですよね。その際、どうするのか。やはりそこら辺については、市の防災担当課のほうと協議、検討が私は必要なのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

自然災害と同じような対応になりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、学校との連絡体制はきちんと確立しておりますので、うちのほうから学校の教頭とか責任者のほうに連絡を入れて、鍵をあけるなどして避難所として開設してもらうこととしております。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 例えば川内、脇野沢なんかは、学校責任者である校長先生はむつ地区にいるのですよね。ですから、それこそ万が一の場合に、す

ぐに施錠が解けるような、そういう状態をつくるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

先ほど責任者と言いましたけれども、教頭とかそのような方、学校の管理にかかわる方は必ず近くに、今現在脇野沢の教頭先生にいたしましても、教員住宅……管理責任者は必ずすぐ対応できるように連絡体制はとっております。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 近くの教員住宅に住んでいるということですので、それはそれで理解いたしました。

次に、川内地区のスクールバスについてですが、先ほど教育長は実情を踏まえて検討するのだということでありました。ヒアリングの際に、スクールバスの現状はこのままでいいと、保護者と余り協議をしないというふうな答えをいただいていたので、これをちょっと、このスクールバスをメインにやろうかなと思って、いろいろ大分資料をそろえてきたのですが、そう言われれば、なかなか次の質問が出てこないということもあるのですが。

ただ1点だけ、これまでのことを含めながら言わせてもらえば、実は私先般旧小学校から新しい学校まで歩いてみました。私の足で34分、多分子供の足だと50分ぐらいはかかるのかなという。これから冬本番を迎えて、もとの小学校から1年生がジャンパーを着て、そして重いランドセルをしょって学校までというと1時間くらいかかると思います。私は、もう疲れ切って、勉強どころではないのではないかというふうに心配もするのですが、せめて弾力的といいますか、1年生だけでもこの3学期から乗れるように、ぜひこれは検討していただきたい。市長がよく言われるスピード感を持ってやってください。ほかの部分について

は、3月以降考えてもいいです。とにかくスピード感を持っていろいろ協議をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

スピード感を持って対応していきたいと思いますが、実態把握とかそういうのもございますので、その点検討させていただきたいと考えております。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 検討するという事ですから。

ただ、もう一つ、こういう事例がありました。何年か前に、台風か何かで小・中一斉に帰ると。松川地区なのですが、小学生と中学生の兄弟がいて、小学生はバスに乗れて中学生は乗れない。雨がざあざあ降っている。保護者は怒りました。何でバスもあいているのに兄弟で乗れないのだと。こういう事例もありますので、ぜひ検討する、今やるのだというふうな話も聞ければ、これは大変うれしいのですが、そういうことを踏まえて、ぜひスピーディーな対応をお願いをしたいと思います。

最後に就学援助についてですが、先ほどの答弁で十分わかりました。

（「取り下げるって言った」の声あり）

○24番（岡崎健吾） いや、ヒアリングで、再質問はやるということはしゃべってましたので。

1点だけ。今子供たちがランドセルをしょって学校へ通学しています。このランドセルは、むつ市では必ずランドセルで行かなければならないというふうな義務化されているのかどうか、その1点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

市内の小学校においてランドセルの使用が義務

化されているかということでございますけれども、市内の小学校、全13校に確認いたしましたところ、義務化している小学校はございません。しかしながら、児童の登下校時の安全を考慮いたしまして、背中に背負うものを使用することが慣例となっており、ランドセルを使用している児童が多くなっているものと思われま

す。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 義務化はされていないということではありますが、最近子育て世帯の家計負担をめぐって各地の自治体で、議会で、このランドセルの問題がよく出ているみたいです。先ほどランドセルが3万円とか5万円とかという話も出ましたが、それより安い通学用かばんで価格が1万円前後のランリュックというのが、そういう問題になっている自治体で販売されているということもあります。私と同じように、小学校にはランドセルで登校しないといけないと勘違いしている児童、保護者もまたいるかと思っておりますので、そのことを私は保護者に周知してもよいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

学校と協議しながら検討したいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（白井二郎） 24番。

○24番（岡崎健吾） 恐らくこの議場の中にいる皆さんもそうだと思います。それから、ラジオを聞いている市民の方々も、必ずランドセルでなければならないという、そういうふうに思っている方がかなり多いのではないかと思います。私はやっぱり、さっきちょっと後ろから声が聞こえたのですが、自由化というのですか、そういうのもあってしかるべきだと。ただ、周知をしないことには判断もできませんので、私はやっぱりそういう配

慮とか優しさも必要なのではないかと思えます。

午前中の答弁の中に、いい言葉を見つけました。
優しさでつながるまちづくりをする、市長が考えたのかどうかわかりませんが……

(「いや、私」の声あり)

○24番(岡崎健吾) ああ、そうですか。非常にいい言葉だと思います。私もこの言葉を忘れず、順調にいけばあと1年10カ月余り、頑張りたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長(白井二郎) これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(白井二郎) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月8日は大瀧次男議員、濱田栄子議員、鎌田ちよ子議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時58分 散会